

第四次 掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画

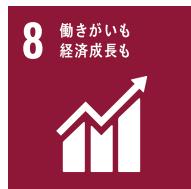
スマイルプランかけがわ21

令和3年4月～令和8年3月

掛川市・掛川市社会福祉協議会



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



掛川市は、令和2年7月17日にSDGs未来都市に選定されました。
令和元年度に改定した第2次掛川市総合計画で、SDGsの視点を加え、
サステナブル（持続可能）なまちづくりをめざしています。

第四次 掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画

スマイルプラン かけがわ 21

令和3年3月

掛川市・掛川市社会福祉協議会

誰もがすこやかに、
安心で幸せな暮らしを
ともにつくるまちをめざして



我が国では、人口減少や少子高齢化が進展し、地域においては、家族形態の変化や連帯意識の希薄化によって、福祉課題の解決力が低下してきています。

このような中、誰もが健やかに、安心して幸せに暮らしていく地域社会を、ともに創っていくことが求められています。

この目的を達成するため、掛川市では、平成17年の合併の翌年に、第一次掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、以降、市制施行15周年にあたる令和2年度まで、第二次、第三次の計画を策定し、地域福祉の充実を図ってきました。

掛川市は、報徳の精神や生涯学習の理念に根付く高い市民力、地域力及び文化力により発展してきたまちであり、掛川市を愛し、より良いまちにしようという想いを持つ市民が大勢いるまちです。その市民による協働の力と、医療・保健・福祉・介護の地域拠点「ふくしあ」の体制を活かし、地域福祉を推進する取組は、着実に広がりを見せてています。

こうした中、地域共生社会の実現に向けて社会福祉法が改正され、地域福祉計画は福祉の各分野の「上位計画」に位置付けられました。

これを踏まえ、今回の第四次計画はこれまでの計画を大きく見直し、この15年間の歩みの集大成として、これから掛川市の一つの区切りとなる計画として策定いたしました。

策定にあたっては、アンケートや地区福祉懇談会を行い、市民の皆様との「対話」を重ねて策定してまいりました。したがってこの計画は皆様の声から生まれた計画であるといえます。

皆様には、この計画をぜひ「私たちの計画」と捉えられ、ともにまちづくりに取り組んでいただき、それにより「誰もがすこやかに、安心で幸せな暮らしをともにつくるまち」の実現をめざしたいと思います。

結びに、本計画策定に貴重な御意見をいただきました市民の皆様、福祉関係団体・機関の皆様、第一次計画から多大な御尽力をいただいた福祉アドバイザーの増田先生、掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進等委員の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

掛川市長 松井 三郎

住民と共に歩む地域福祉の推進



掛川市は、平成17年の旧掛川市と大東町、大須賀町との合併を機に、全国的にもさきがけて行政と社会福祉協議会が協働して「掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画スマイルプランかけがわ21」を策定し地域福祉活動を推進してまいりました。第一次から第三次計画までの15年間で、市内全域に住民主体による地区福祉協議会や地区まちづくり協議会が設立され、地域福祉の推進組織の体制整備が進み、サロン活動や見守り活動が広がりました。さらに「生活困窮」「認知症」「ひきこもり」など、外からは見えにくく、ともすれば取り残されがちな課題に対しても目を向け意識していくことの必要性が周知され、時には静かに見守り、必要な時には支援の輪をつなぎ具体的に対応していく取り組みが進みました。そして、今ここに第四次計画が策定され、この先の5年間の活動が始まっています。

第三次計画の最終年度にあたる令和2年度は、新型コロナウイルスの猛威により、多くの人が生活困窮に直面し、人と直接ふれあう機会・外出する機会を奪われるなど、当たり前であった生活が根底から崩れていくような出来事を受け止めざるを得ない状況がありました。そのような中、国は「地域共生社会」の実現に向け、新たに「重層的支援体制構築」を提唱し、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を、住民参加の多職種・多機関連携によって推進することを求めていきます。

社会福祉協議会は、従来から「地域福祉の推進」と「制度の狭間にある課題への対応」を使命とした活動をしてきました。行政においては、地域福祉計画が福祉分野の上位計画に位置付けられ、地域福祉の推進は全国で取り組む重要な施策となっています。これまで地域の皆様が築き上げてこられた地域福祉推進の組織や、見守り活動、サロン活動、ボランティア活動、福祉教育活動などの地域福祉活動、その他の関係機関との連携に因る専門的支援活動との協働は、必要不可欠な取り組みであります。そしてこれらを推進するために、社会福祉協議会はより一層専門性を高め、住民が主役となる福祉のまちづくりに努めてまいります。引き続き、本計画の推進への御理解と御支援をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にお力添えいただきました推進等委員会委員の皆様をはじめ、各地区的福祉協議会・まちづくり協議会、専門機関・関係団体および協力いただいたすべての皆様に、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 掛川市社会福祉協議会 会長 水野幸雄

目 次

第1章 計画の策定にあたって -----	1
計画策定の趣旨 -----	1
計画の枠組みと流れ -----	2
掛川市におけるSDGsの推進 -----	3
ふくしあの取組 -----	3
第一次計画から第四次計画までの流れとポイント -----	4
計画の位置づけ -----	5
計画の期間 -----	6
第2章 掛川市の地域福祉を取り巻く状況と課題 -----	7
1 地域福祉を取り巻く状況 -----	7
(1) 人口の推移 -----	7
(2) 外国人住民の推移 -----	7
2 第三次地域福祉計画・地域福祉活動計画の検証と課題 -----	8
(1) 第三次地域福祉計画・地域福祉活動計画の検証 -----	8
(2) 住民意識調査等アンケート調査から把握された課題 -----	9
(3) 地区福祉懇談会で把握された課題 -----	11
第3章 計画の考え方 -----	12
計画の基本方針 -----	12
掛川市の地域福祉の推進体制 -----	13
地域包括ケアの広がり -----	14
計画の体系図 -----	15
第4章 これからの取り組みと役割（ロードマップ） -----	17
ロードマップの見方・活用方法 -----	17
ロードマップ -----	19
1-1 つながる・受け止める相談支援 -----	19
1-2 住民参加型多職種多機関の連携体制 -----	21
1-3 災害への備え -----	23
1-4 誰もが差別されず意思決定の権利を守る支援 -----	25
2-1 多様な地域住民が気にかけ合うまちづくり -----	27
2-2 それぞれのニーズに応じた多様な居場所 -----	29
2-3 すべての人が支え合い活かし合うまちづくり -----	31
3-1 誰もが住み慣れた地域でこそやかに暮らすまちづくり -----	33

3－2　いきいきとした活動の場づくり -----	35
4－1　福祉の土壤を育む学びの場づくり -----	37
4－2　福祉を担う人材育成 -----	39
4－3　協働によるまちづくりとともに進める地域福祉 -----	41
第5章 資料編 -----	44
目標数値一覧 -----	45
住民意識調査等の結果の概要 -----	48
計画策定の軌跡 -----	53
掛川市地域福祉計画推進等委員会規程 -----	55
社会福祉法人掛川市社会福祉協議会推進等委員会規程 -----	57
推進等委員名簿等 -----	59
あとがき -----	61

※ 組織等の名称は令和2年度時点のものです。

第1章 計画の策定にあたって

II 計画策定の趣旨

「すべての人間が尊厳と平等の下に、そして健康な環境の下に、その持てる潜在能力を発揮することができるることを確保することを決意する（外務省仮訳）」は、『持続可能な開発目標（SDGs）』（通称「グローバル・ゴーラズ」）のアジェンダ（行動計画）の一文です。2015年9月25日第70回国連総会において150カ国による全会一致で採択されました。

周知のとおり本市は、2020年『SDGs未来都市』に選定されました。「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」のために、全市的に高齢化や人口減少、次世代育成などに積極的に取り組んでいきます。本市の第2次総合計画にはそうした理念を具現化するために多くの創意が記されています。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「地域福祉計画等」と略す。）の策定に際して、上記の一連の取組は、本市の〈強み〉として地域福祉計画等にも大きく反映されていくことになります。近年の「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進」施策もまた、その延長線上にあるということができます。

2018年、地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の各分野の個別計画の「上位計画」として位置づけられました。どのような境遇にあっても誰もが地域に生まれ、地域で育まれ、地域をとおして支え合って暮らしていくことに計画策定の主眼が置かれたのです。地域を〈いのちのゆりかご〉として、成長・発達していくこと、老いること、病めること、障がいのあること、貧しさや孤独・孤立をも包み込んで、これを掛川市民共通の「アジェンダ」として策定していくことが地域福祉計画等の本旨です。

他方、「社会福祉法改正」（2021年4月施行）は、「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制」をうたっています。昨今の重層化・多様化している地域生活課題に対して住民を主体とする「参加支援」を期待しています。

「地域課題の解決力の強化」を強く求めているという点で、地域福祉計画等は新たな段階に入ったということができます。専門的支援の連携による「地域包括ケア」と住民主体による「支え合い機能」を組み合わせ、「地域課題の解決」を図る視点を地域福祉計画等のなかに位置づけることが盛り込まれたのです。

第四次地域福祉計画等は、こうした背景を踏まえつつ、以下の特長をもっています。

- ①地域福祉計画等は「住民」と「地域」のための計画です。「地域生活」を豊かに満たしていくために「地域活動」を広く普及していくことをめざします。

- ②そのためには、計画の実現過程とその評価等に関して、行政・社会福祉協議会のみならず住民が参画できる仕組みが必要です。住民等の手によって、年毎に加筆修正を加えて5年間の取組を検証していく過程です。
- ③地域包括ケアを担うのは地域健康医療支援センター「ふくしあ」（市内5箇所）を軸とした相談支援体制と、関係機関・諸団体とのネットワークです。「地域課題」を的確にとらえ、これに対応する支援を整えていきます。
- ④地域における支え合い機能は、地区まちづくり協議会や地区福祉協議会を求心力として、地域の諸団体が相互につながり、多様な地域活動を拡げていきます。活動の「見える化」をとおして地域の動きを共有していくことも、今後の大切な取組です。
- ⑤地域福祉計画等には、多様かつ広範な事業や活動が記載されています。その一つひとつが、新たな「地域共生」の時代をめざした目標を掲げています。目標達成のポイントは、事業・活動の「情報」を的確に提供していくことであり、地域からの「声」を響き合わせることであり、何よりも住民が地域課題に「参画」して取り組んでいくことです。
- 「地域共生」（インクルージョン）という理念は、とくに1980年代から広く普及してきました。ラテン語の語源は「内に招き入れること」です。住民一人ひとりの多様な生き方・暮らし方を認め合い、地域で共に支え合うことを意味しています。地域福祉計画等は、その実現に向けての「はじめの一歩」にほかなりません。

II 計画の枠組みと流れ

地域福祉計画等は、社会福祉法第107条にもとづく行政計画としての「地域福祉計画」と、同法109条に規定された社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との協働による一体的な計画です。本計画には、地域ごとに作成する「地域版地域福祉活動計画」という趣旨も含まれています。3つの計画を三位一体的に組み合わせることで、「地域－行政－社会福祉協議会」が課題を共有しつつ、取組の指標や目標に向かって手を携えて歩むことができます。

この試行は、全国に先駆けて第一次計画から始まりました。事業や活動が「多角的」であると同時に「包括的」であるために、計画策定の段階から目標達成の評価段階までを一貫させて「共有化」「見える化」していくことに主眼があります。とりわけ、第四次の計画策定に際しては、「地域共生社会の実現」（厚生労働省『地域福祉計画の策定ガイドライン』）という政策理念を踏まえた、掛川版の地域福祉計画等を策定することに主眼を置いています。

II 掛川市におけるSDGsの推進

掛川市ではSDGsの理念に沿って、国籍、性別、年齢、生き方、暮らし方の多様性を認め合い、広域連携、官民連携等の様々な連携により、課題解決を図っていくことをめざしています。

そのため、若い世代が安心して働き、家庭を築ける環境整備や、何歳になっても健康で生きがいを持って生活できる環境づくり、市民が積極的にまちづくりに参画する協働のまちづくりなど、SDGsに即した観点を施策に取り入れ、持続可能なまちづくりをめざした取組を推進することで、社会、経済及び環境の統合的な向上を図ります。

第四次地域福祉計画等においても、SDGsの理念に沿って計画を策定しています。



II ふくしあの取組

地域の身近な相談窓口として、市内5箇所に「ふくしあ」が設置されています。「ふくしあ」では、行政・地域包括支援センター・社会福祉協議会・訪問看護ステーションの4団体の専門職が連携し、在宅医療・在宅介護・生活・予防の支援を行うことで、支援の幅を広げています。

地域健康医療支援センター「ふくしあ」

地域健康医療支援センター「ふくしあ」とは

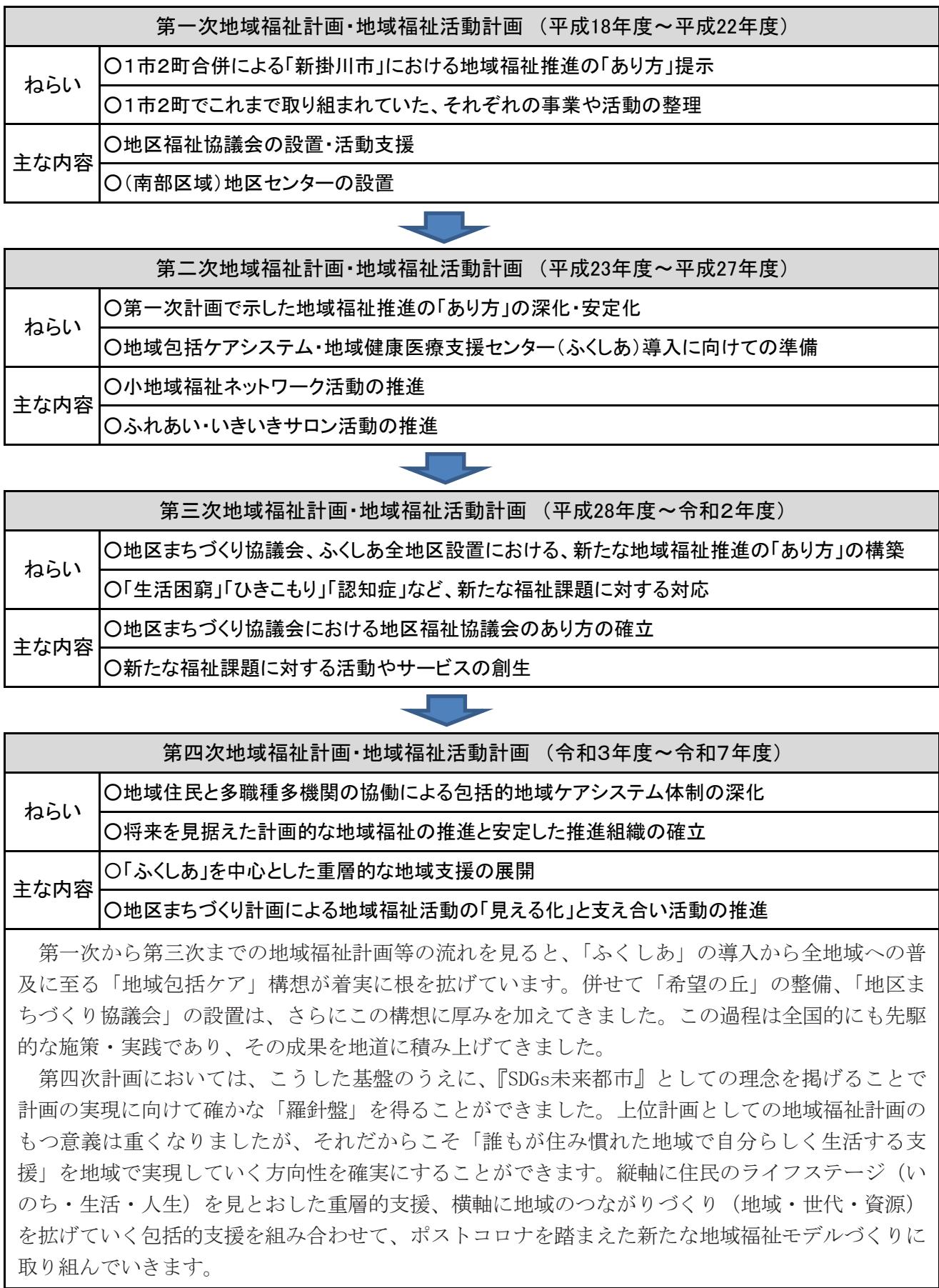
「住み慣れた地域で安心して最期まで暮らせる」ように、医療、保健、福祉、介護を多職種連携により総合支援を行う地域拠点



在宅医療支援 **ふくしあ**支援の4つの柱 生活支援

在宅介護支援

第一次計画から第四次計画までの流れとポイント

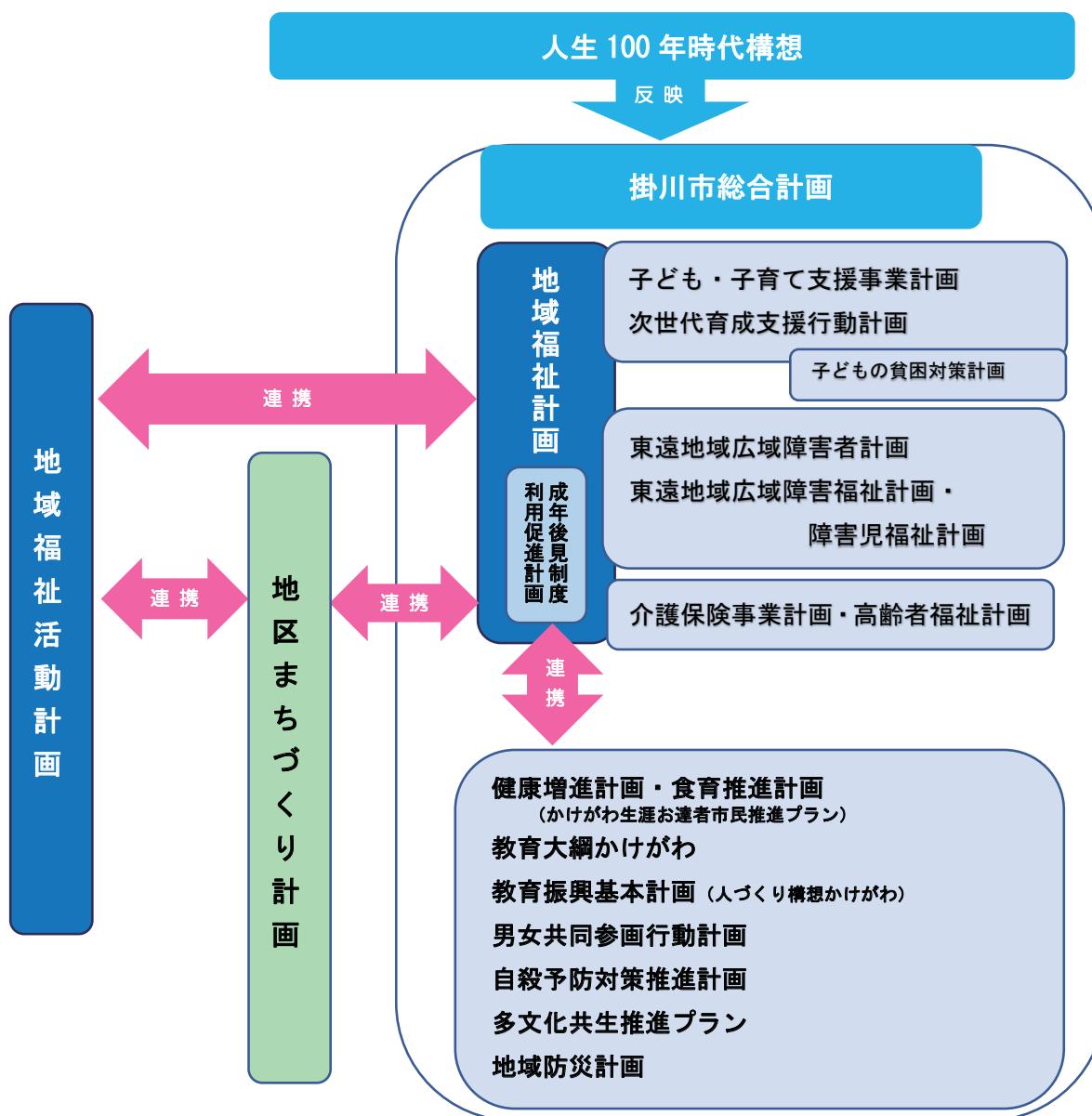


II 計画の位置づけ

掛川市地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づいて行政が策定する市町村地域福祉計画であり、福祉の各分野の「上位計画」です。なお、この計画は成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく成年後見制度利用促進計画を兼ねています。また、地域福祉推進活動の中心となる掛川市社会福祉協議会の掛川市地域福祉活動計画を一体的に策定し、相互に連携を図ります。

掛川市では、人生100年時代やテクノロジーの急激な進化、SDGsの推進等の観点を踏まえ、掛川市総合計画を令和2年3月に改定しました。しかしその後、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行から、今まで以上の大きな変革を余儀なくされており、ポストコロナ時代へ向けた総合計画の改定を予定しております。そのため、この地域福祉計画においても総合計画に基づくとともに、ポストコロナ時代に向けた検討を行いました。

また、協働によるまちづくり推進条例第9条に基づく地区まちづくり計画においても、地域の福祉課題を取り上げ、本計画と連携して取り組みます。



II 計画の期間

この計画は、令和3年度から令和7年度までの5年計画です。地域の状況、社会情勢の変化に対応し、地域福祉を推進するため、毎年度計画の進捗状況を評価し、見直しを行います。

○ 関連計画一覧

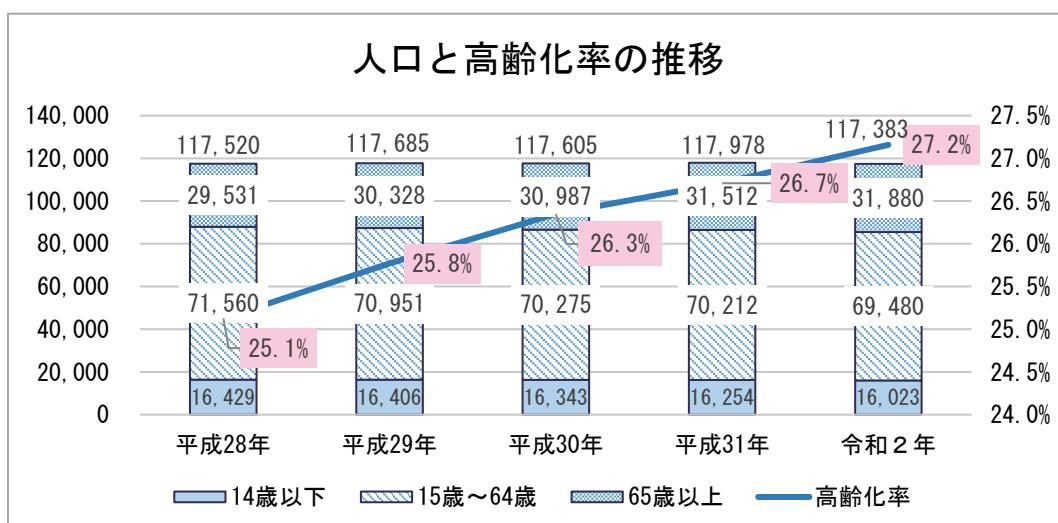
年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	...
掛川市総合計画										平成28年度～令和7年度
掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画			平成28年度～令和2年度			令和3年度～令和7年度				
掛川市子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画		平成27年度～令和元年度			令和2年度～令和6年度					
東遠地域広域障害者計画				平成30年度～令和5年度						
東遠地域広域障害福祉計画 東遠地域広域障害児福祉計画		平成30年度～令和2年度		令和3年度～令和5年度						
掛川市介護保険事業計画 掛川市高齢者福祉計画		平成30年度～令和2年度		令和3年度～令和5年度						
健康増進計画・食育推進計画 (かけがわ生涯お達者市民推進プラン)				平成30年度～令和9年度						
教育大綱かけがわ				平成28年度～令和7年度						
掛川市教育振興基本計画 (人づくり構想かけがわ)			令和元年度～令和7年度							
掛川市男女共同参画行動計画		平成29年度～令和3年度								
掛川市子どもの貧困対策計画			平成30年度～令和4年度							
掛川市多文化共生推進プラン	平成28年度～令和2年度			令和3年度～令和7年度						

第2章 掛川市の地域福祉を取り巻く状況と課題

1 地域福祉を取り巻く状況

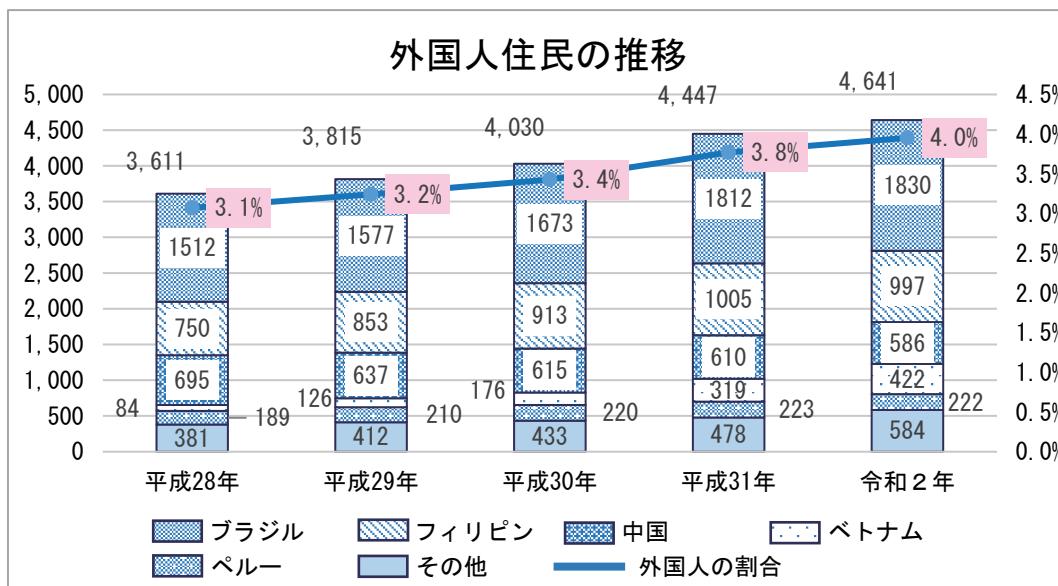
(1) 人口の推移

掛川市の総人口は、平成28年（2016年）3月末、117,520人で、令和2年（2020年）3月末は117,383人であり、117,500人前後を推移しています。65歳以上の高齢者の割合は、平成28年が25.1%であり、令和2年は27.2%と、高齢化が進んでいます。一方、14歳以下の人口は平成28年に16,429人でしたが、令和2年、16,023人と減少傾向にあります。



(2) 外国人住民の推移

外国人住民の総数は、平成28年から令和2年で1,030人増加しました。国籍はブラジルが最も多く、増加の傾向が続いています。



2 第三次地域福祉計画・地域福祉活動計画の検証と課題

(1) 第三次地域福祉計画・地域福祉活動計画の検証

平成27年に市内5箇所の「ふくしあ」開設が完了し、平成28年には地区まちづくり協議会が市内全地区に設置されました。第三次計画では、この新たな地域福祉推進体制により、生活困窮やひきこもり、認知症など新たな福祉課題へ対応することをねらいとして、4つの重点課題を設定し、計画の推進に取り組みました。

第四次計画の策定にあたり、住民意識調査を実施し、この4つの重点課題に加え地区まちづくり協議会で行っている福祉活動の評価についてアンケート調査を実施した結果、「あまり進んでいない」が多く全体として厳しい評価でしたが、子育てについては好評価をいただきました（資料編参照）。

また、第三次計画の検証を行い、次期計画へ反映すべき事項として以下の14項目について、推進委員会で確認されました。

第三次計画4つの重点課題

- ①災害時要援護者支援体制の整備
- ②身近な支えあい体制の推進強化
- ③地域で取り組む子育て支援
- ④生活支援サービスの充実

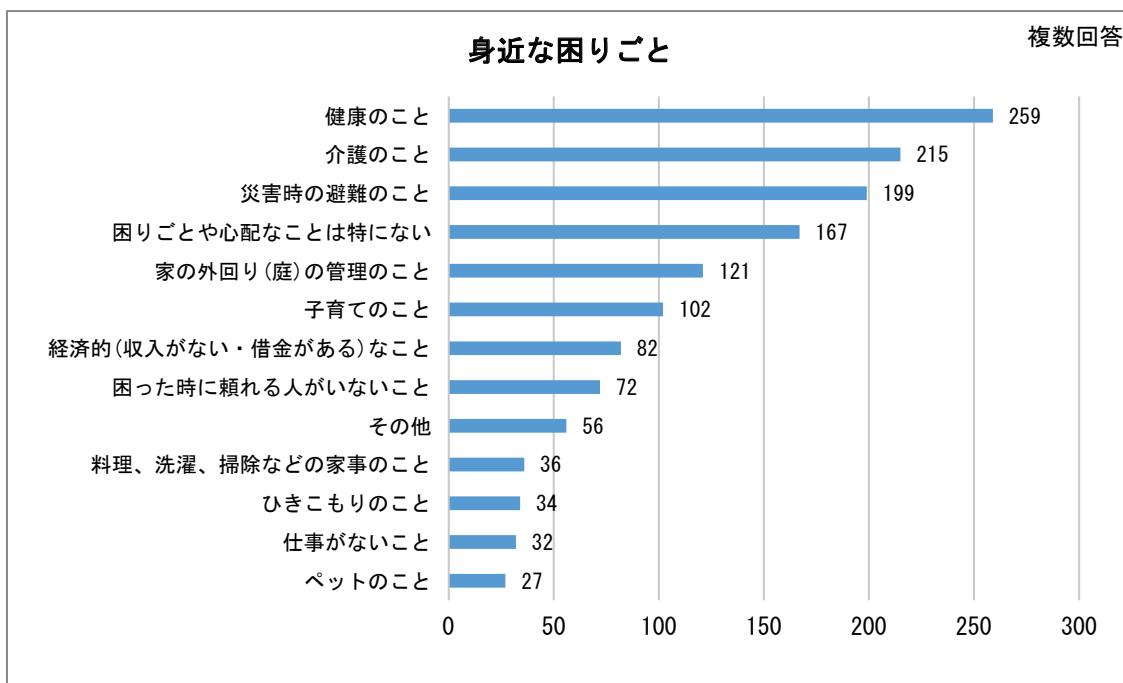
第四次計画へ反映すべき14項目

- ・全世代型総合相談窓口としての「ふくしあ」活動の周知
- ・災害時要援護者への支援の充実
- ・成年後見活動の推進
- ・インクルーシブ（包摂的な）の考え方の推進
- ・個のニーズに応じた多様な居場所の確保
- ・家事支援活動の充実
- ・自動車運転免許を持たない人々の移動支援の検討
- ・複数の課題を抱えた世帯への支援体制の充実
- ・福祉の土壤を育む学びの場の提供と活動の推進
- ・すべての人が支え合い役立ち合う意識の共有と啓発
- ・地区まちづくり計画の中で地域福祉を推進しているため、個別に地域版地域福祉活動計画は策定しない方向で見直し検討する
- ・地域福祉に関する専門職の人材育成と人材確保
- ・社会福祉法人と協働した生活支援、地域支援の充実
- ・地域福祉活動実践者のネットワークの充実

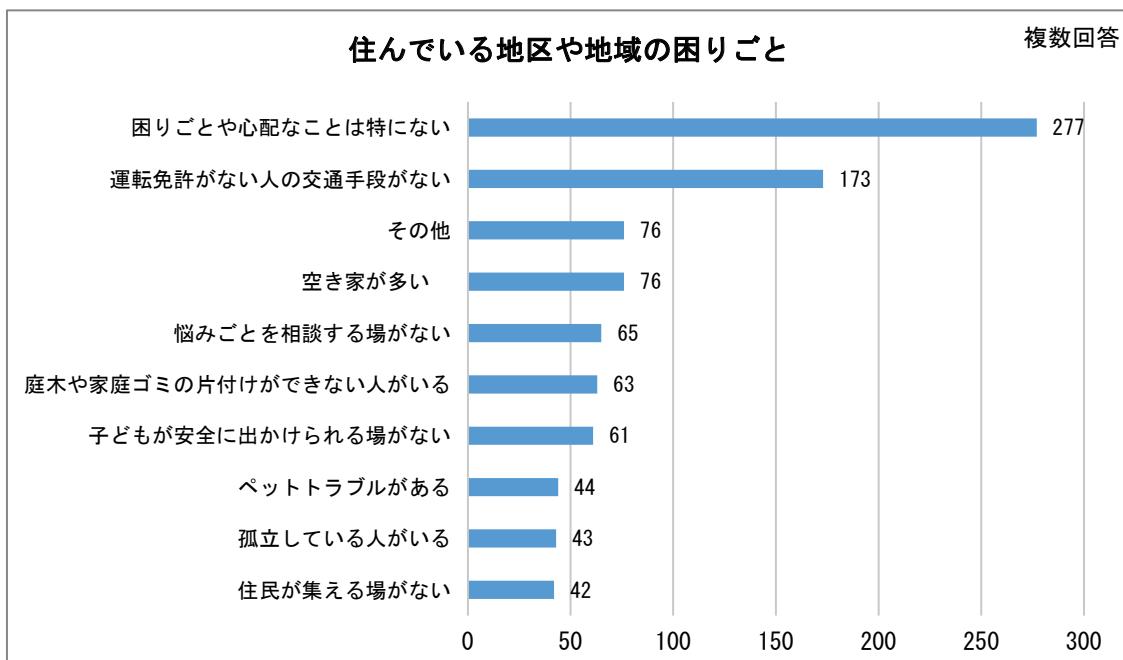
(2)住民意識調査等アンケート調査から把握された課題

住民意識調査

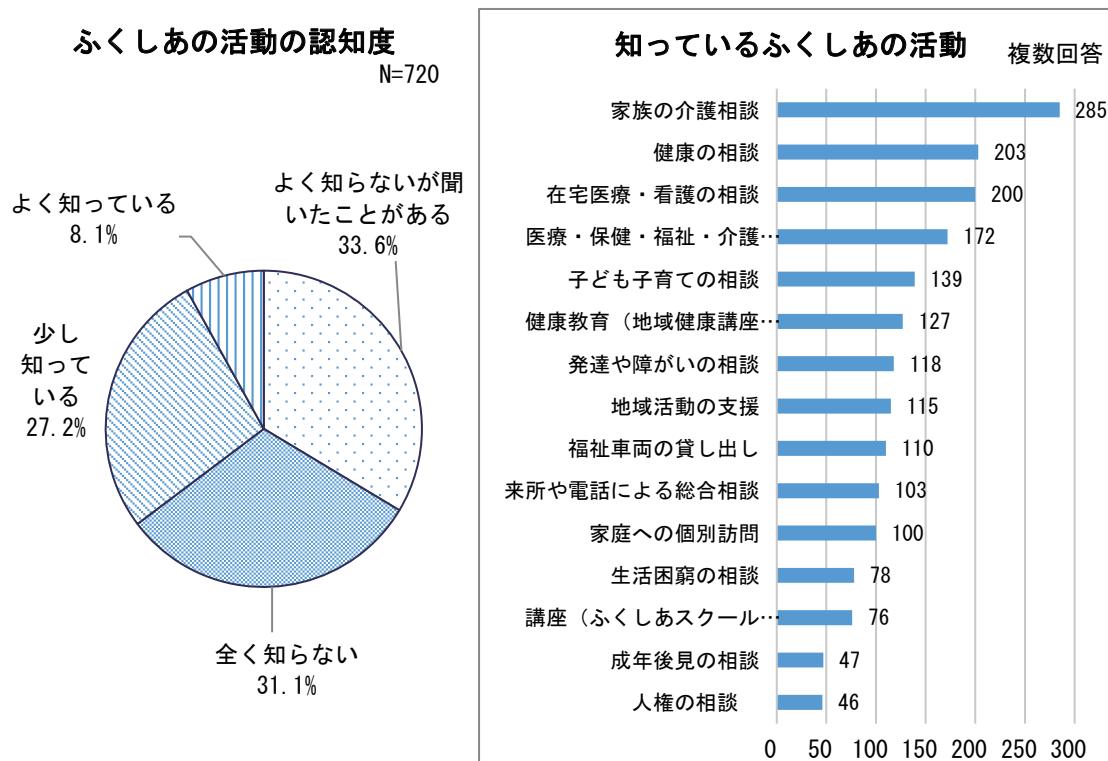
身近な困りごととしては「健康」「介護」「災害時の避難」が上位にあがっていました。



地区や地域の困りごととしては、「困りごとがない」以外では「運転免許がない人の交通手段がない」が突出していました。



「ふくしあ」の活動の認知度（よく知っている、少し知っている）は、およそ3人に1人という結果で、「介護」「健康」「在宅医療・看護」の相談機関という捉え方が上位でした。



当事者・ボランティア団体アンケート

当事者・ボランティア団体が捉えている「生活していく中で感じている課題」としては、活動団体や地域の役員の人材、居場所、車の運転や家事支援の不足があがっています。また、活動を継続するためには適切な助成（金）、人材育成、団体間の連携が必要との結果でした。

関係機関・専門職アンケート

地域福祉に関わる専門職等が把握している地域課題は、移動手段の不足、高齢者の一人暮らし、家族支援が難しくなってきており、地域との関係が希薄な人が増えていることなどでした。一方、今後の必要なこととしては、専門職と行政、地域住民等との意見交換や情報交換など連携の強化を求める声がありました。

(3) 地区福祉懇談会で把握された課題

地区福祉懇談会

市内5箇所の「ふくしあ」を会場に、合計241名が参加して地域課題を出し合い、意見交換を行いました。高齢者に関しては、単身または高齢者のみの世帯の増加により、買い物・通院など足（交通）の確保に関する不安が膨らんでいました。また、地域に子どもの姿が見えず、子どもの声が聞こえないという声もありました。地域にある福祉課題には、介護、障がい、子育て、生活困窮など多くありますが、課題を並べるだけでなく、地域課題の解決に取り組もうという視点から活発な意見交換が行われました。

会場	参加者 合計	テーマとした地域課題
東部 ふくしあ	36	①高齢者世帯への危機感 ②買い物・通院・生活の足 ③子育て支援 ④住民の集う居場所+担い手
中部 ふくしあ	32	①高齢化に伴う老老介護、独居、8050問題 ②子どもたちのこと、世代間の繋がり ③高齢者の交通の足の問題 ④未就学の発達に課題のある子どもたち
西部 ふくしあ	43	①高齢者の足（交通）の確保 ②高齢者の災害時の対応、防災の取り組み ③高齢者の独居・老老介護・単身世帯 ④子育て中の母たちが集まれる場 ⑤子どもを地域でどう守るか
南部大東 ふくしあ	87	①高齢者の足（交通）の確保 ②世代間交流 ③地域を担う人の確保 ④居場所がもっとあれば… ⑤医療機関・介護サービスが少ない ⑥防災について ⑦障がいのある人の就労
南部大須賀 ふくしあ	43	①地域住民の居場所 ②高齢者の交通手段 ③子どもたちの遊び場・見守り ④自治会役員について ⑤孤立する世帯への支援 ⑥防災について

第3章 計画の考え方

II 計画の基本方針

人口減少時代が到来し、国は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法の一部を改正し「地域課題の解決力の強化」と「包括的な支援体制の整備」により、地域共生社会の実現を推進しています。

掛川市ではこれまで協働のまちづくりを推進し、住民による課題解決を実践してきました。また、「ふくしあ」を市内5箇所に配置し、包括的な相談支援体制を構築してきました。第四次計画では、これまでの取組をさらに充実させ、ポストコロナへの対応やSDGsの視点を加え、掛川市としての地域共生社会の実現をめざします。

そのため、第四次計画では掛川市の将来像として、掛川市総合計画の健康・子育て・福祉分野の戦略でもある**「誰もがすこやかに、安心で幸せな暮らしをともにつくるまち」**を基本目標に定め、4つの柱と12項目からなる施策をロードマップ形式にまとめ、一つひとつの施策の発展、深化をめざします。

計画の4つの柱

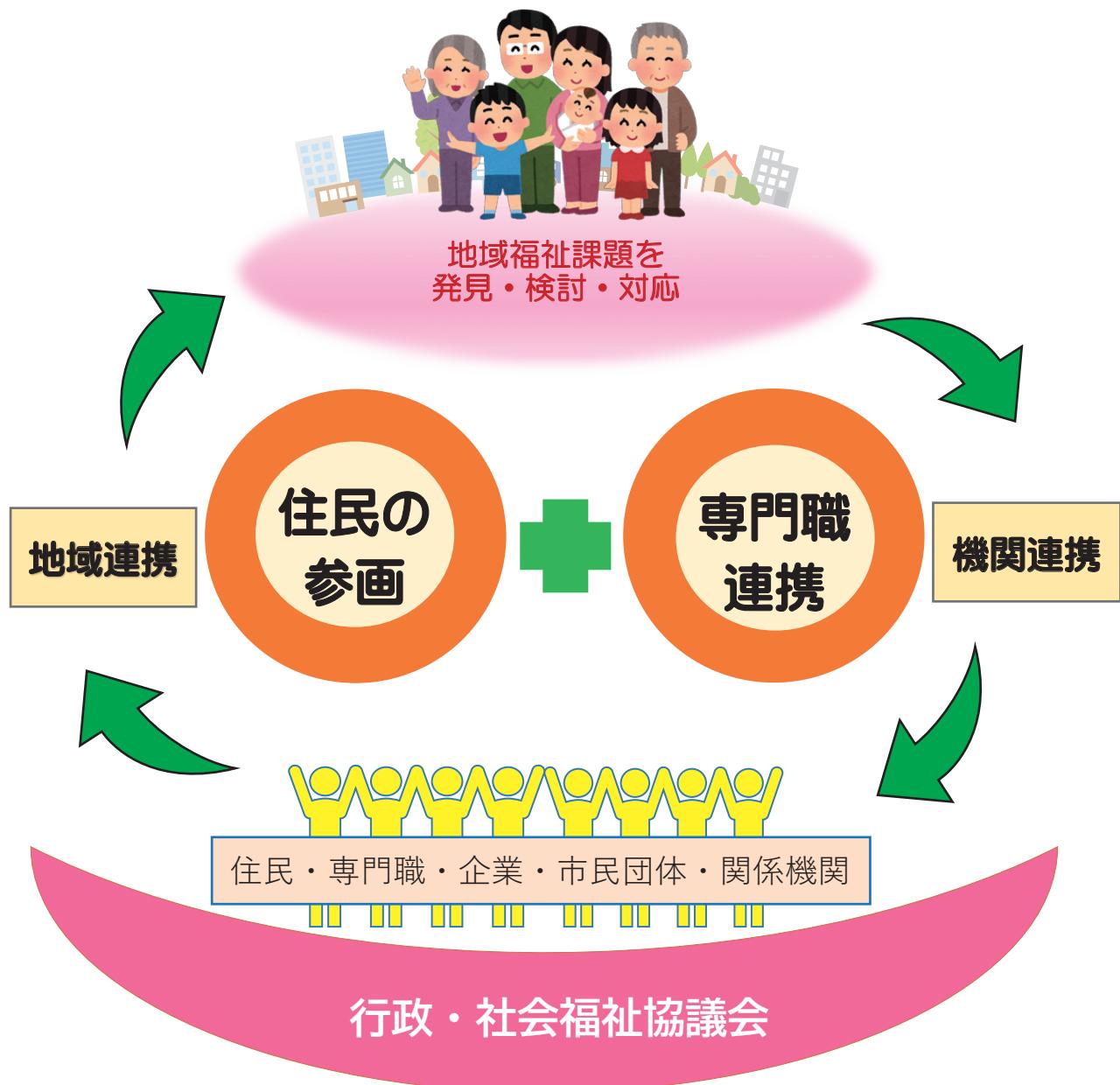
- **柱1 「誰もが安心して暮らせるまちづくり」**では、ひきこもりや8050問題、制度の狭間の課題や複合的課題に対応するため、包括的相談支援体制の整備をめざし、災害への備えと権利擁護の推進を図り、安心した暮らしの実現をめざします。
- **柱2 「ともに支え役立ち合うまちづくり」**では、これまで地域が取り組んできた見守り、居場所づくり、家事支援・移動支援の3つの事業のさらなる推進をめざします。
- **柱3 「人生100年時代のすこやかな暮らしづくり」**では、認知症になっても住み慣れた地域ですこやかに暮らせるまちづくりと、あらゆる世代が、障がいがあっても高齢になっても、生きがいをもって活動できる場をつくることをめざします。
- **柱4 「ともにつくる持続可能なまちづくり」**では、地域や団体の活動を担う人材不足に対し、福祉教育を推進して、病や障がい、老いへの理解を深め、多様な生き方、暮らし方を認め合える地域づくりをめざし、ボランティアをはじめ多様な人材育成や、地区まちづくり協議会とさらなる連携を深め、協働の力により地域福祉活動を推進することをめざします。

掛川市の地域福祉の推進体制

住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続することができるよう、掛川市は医療や介護などの公的サービスのみならず、地域住民との連携はもとより、地域で活動するあらゆる機関・団体とともに、地域にある福祉課題を「発見」「検討」「対応」します。そして、この協働による重層的な活動によって、「誰もがすこやかに、安心で幸せな暮らしをともにつくるまち」の実現をめざします。

誰もがすこやかに、安心で幸せな暮らしをともにつくるまち

掛川市の地域福祉の推進体制

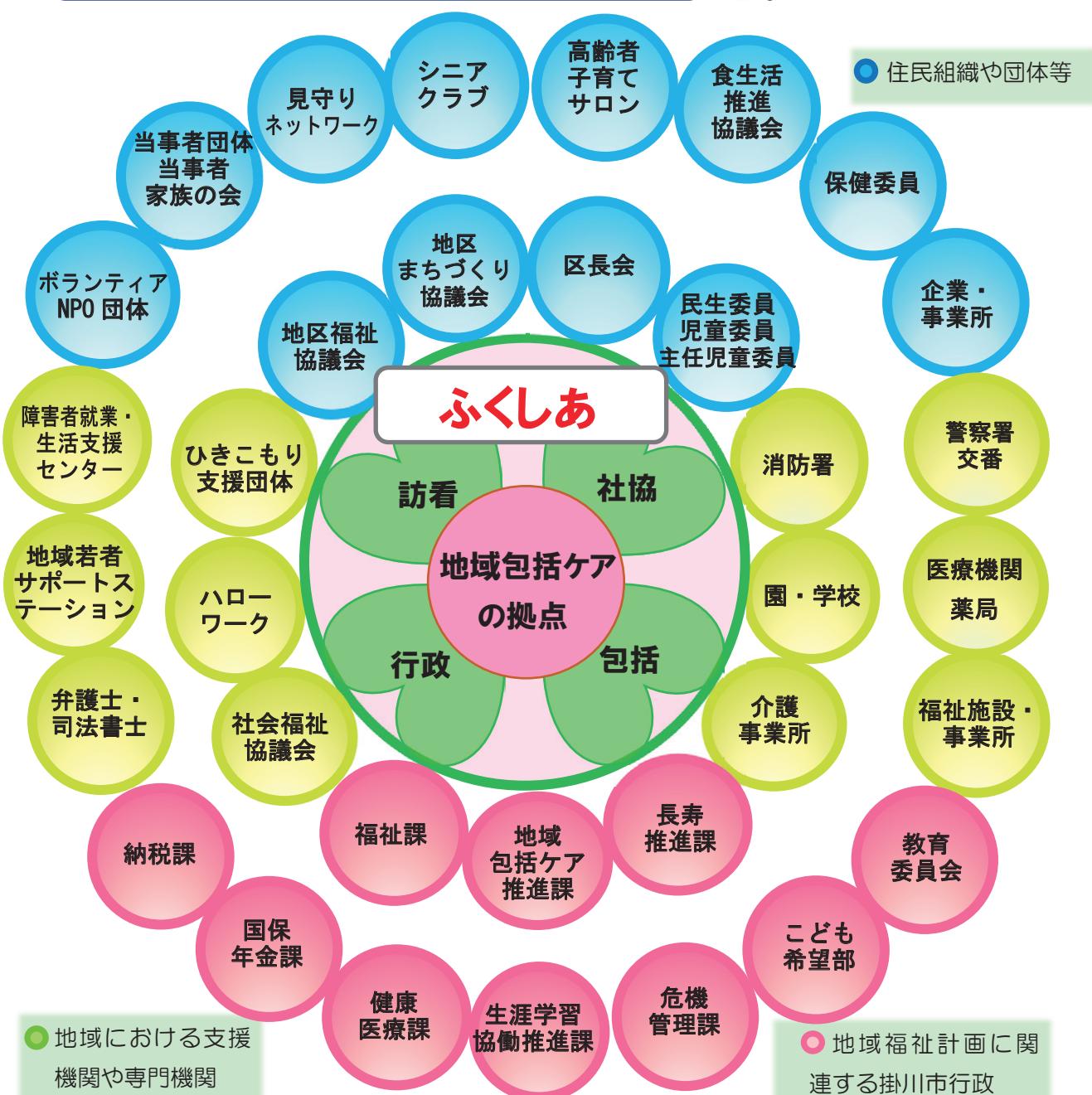


II 地域包括ケアの広がり

第三次の計画中に、どこに相談したらよいのかわからない困りごとを「ふくしあ」が受け止め、持ち込まれた福祉課題に対して、住民と多職種・多機関が知恵を出し合い、新たな社会資源としての居場所や生活支援活動を立ち上げ、課題解決に取り組む「地域包括ケア」の活動を広げてきました。第四次の計画においては、「ふくしあ」を中心に、さらに多くの人々が協働し、地域のつながりと、一人ひとりのライフステージを大切にした重層的な支援を展開することが期待されています。



掛川市の地域包括ケアの広がり



計画の体系図

基本目標

計画の柱

誰もがすこやかに、安心で幸せな暮らしをともにつくるまち

1 誰もが安心して
暮らせるまちづくり

2 ともに支え
役立ち合うまちづくり

3 人生100年時代の
すこやかな暮らしづくり

4 ともにつくる
持続可能なまちづくり

施策の大綱 推進施策

1-1 つながる・受け止める相談支援

1-2 住民参加型多職種多機関の連携体制

1-3 災害への備え

1-4 誰もが差別されず意思決定の権利を守る支援

2-1 多様な地域住民が気にかけ合うまちづくり

2-2 それぞれのニーズに応じた多様な居場所

2-3 すべての人が支え合い活かし合うまちづくり

3-1 誰もが住み慣れた地域でこやかに暮らすまちづくり

3-2 いきいきとした活動の場づくり

4-1 福祉の土壤を育む学びの場づくり

4-2 福祉を担う人材の育成

4-3 協働によるまちづくりとともに進める地域福祉

第4章 これからの取り組みと役割（ロードマップ）

ロードマップの見方・活用方法

第
4
章

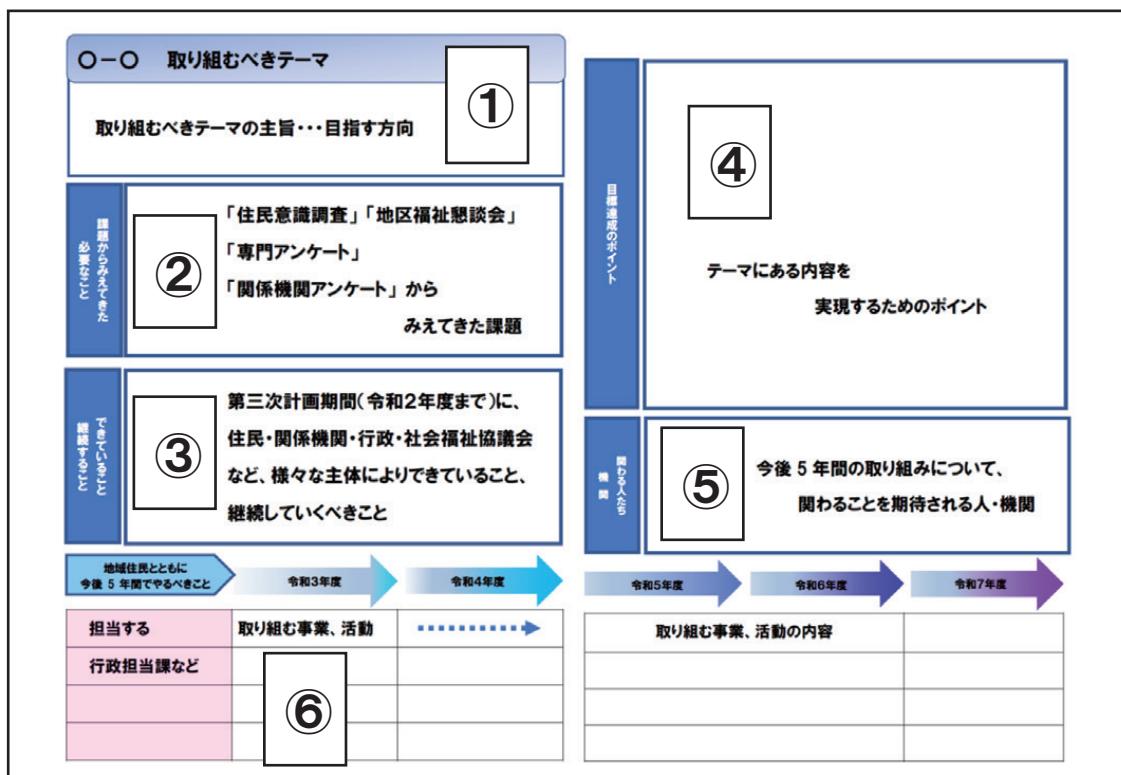
この計画は、12のテーマ別に、令和3年度から7年度までに取り組むべき内容を、ロードマップという1枚のシートに整理しています。

令和2年度の段階でみえてきた課題に対し、今できていること・継続していくべきことを明記し、今後5年間にどんな活動をしたらよいのか、どんな地域になっていたらよいのかを目標達成のポイントとして整理し、そのための5年間の取組、そこに関わることを期待される人や機関を記載しています。

ロードマップに記載されている項目

- ① 取り組むべきテーマ（目標）と、その主旨（目指す方向）
- ② 課題からみえてきた必要なこと
- ③ できていること、継続すること
- ④ 目標達成のためのポイント
- ⑤ 関わる人たち・機関
- ⑥ 今後5年間でやるべきこと

ロードマップ



● 活動の検証・評価・見直し作業への活用について

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、5年間の計画となっており、「今後5年間でやるべきこと」には達成すべき目安を示していますが、毎年、計画どおりに事業活動が推進できているか検証作業を行います。その作業の中で、次の年度に取り組む内容を変更する必要がてきた場合には、ロードマップの書き換えをしていきます。

あなたの組織や団体の取り組みを検討するための活用について

それぞれの組織や団体で、このロードマップの書式を活用していただくことが可能です。市全体で取り組むべき12のテーマそれぞれに対して、皆さんの所属する組織では、どのような課題があり、どのようなことに取り組んできて、この先の5年間でどんな取組ができるたらよいのかを考える時、是非このロードマップを活用してください。

ロードマップの書式は、市内5箇所にある「ふくしあ」に配置している社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)※から提供させていただきます。また、市役所および掛川市社会福祉協議会ホームページからダウンロードすることも可能です。

みなさんからのご連絡をお待ちしています。

※「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」とは、住民等からの相談を受け、地域の中へ入り、地域の人々や関係機関と協力して課題を明らかにし、解決の方向に向けた支援をする専門職です。その役割は「個別支援」「地域支援」「新たな仕組みづくり」です。

【ふくしあ社会福祉協議会 コミュニティソーシャルワーカー連絡先】

東部ふくしあ	薬ヶ谷 881-1 東部地域健康医療支援センター1階 TEL 23-4720 FAX 28-9424 Mail toubu-center@kakegawa-syakyo.or.jp
---------------	---

西部ふくしあ	下垂木 1270-2 西部地域健康医療支援センター TEL 29-6192 FAX 29-6193 Mail seibu@kakegawa-syakyo.or.jp
---------------	---

中部ふくしあ	杉谷南 1-1-30 中部地域健康医療支援センター1階 TEL 28-8546 FAX 28-8547 Mail chubu@kakegawa-syakyo.or.jp
---------------	---

南部大東ふくしあ	三俣 620 市役所大東支所 1階 TEL 72-1135 FAX 72-6677 Mail daito@kakegawa-syakyo.or.jp
-----------------	---

南部大須賀ふくしあ	西大渕 100 市役所大須賀支所 1階 TEL 48-5531 FAX 48-1013 Mail osuka2@kakegawa-syakyo.or.jp
------------------	--

1-1 つながる・受け止める相談支援

日常の暮らしのなかで、誰もが「生きにくさ」「生活のしづらさ」を感じることがたくさんあります。子育てや介護、病や貧しさが、避けて通れない「困りごと」になるとき、気軽に信頼のにおける相談の窓口があれば、その多くを解決していくことができます。一人ひとりに寄り添う相談支援を、身近な地域のなかにしっかりと拡げていきます。

第4章

**課題からみえてきた
必要なこと**

- ・相談支援に対応する職員や支援機関の連携強化
- ・相談対応する職員の資質向上
- ・見えにくい課題、相談に踏み出せない人にSOSを出してもらう仕組み
- ・子ども家庭総合支援拠点※の設置

**継続すること
できていること**

- ・市内5箇所の「ふくしあ」にて「ワンストップ全世代型総合相談」の実施
- ・子ども、高齢者、障がいのある人の専門機関における相談支援の実施
- ・生活困窮の人への自立相談・家計改善相談の実施
- ・複合的な課題や制度の狭間の課題への、多職種多機関が連携した支援
- ・社会福祉法人による「福祉なんでも相談」の実施
- ・掛川市ひきこもり対策協議会の設置（令和2年度）

**地域住民とともに
今後5年間でやるべきこと**

令和3年度

令和4年度

福祉課、地域包括ケア推進課、社会福祉協議会（ほか長寿推進課、こども希望課、健康医療課、学校教育課、教育政策課など）	(新) 庁内相談支援従事者連携会議（ケース検討・役割明確化）	→
各課、各相談支援機関	相談支援機関における情報共有・ケース会議	→
各課、各相談支援機関	相談機関、各課の役割の周知	→
こども希望課	(新) 子ども家庭総合支援拠点※の整備	→
各課、各相談支援機関		相談支援従事者の研修
地域包括ケア推進課、社会福祉協議会	アウトリーチ※（訪問活動）	→
地域包括ケア推進課、社会福祉協議会	地区へ「ふくしあ」PR	→

※「子ども家庭総合支援拠点」とは、児童虐待の防止を強化するために、虐待対応専門員や子ども家庭支援員などの専門職を配置して、きめ細やかに家族に寄り添った相談体制を整備するものです。

※「アウトリーチ」とは、「積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること」（「自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」より）をいい、また、地域に出向いて積極的にニーズを掘り起こし、地域づくりなどをを行うことです。

目標達成のポイント

—こうあつたらしいな—

- ・行政内の関係各課内、相談機関が情報交換する機会が増える。
- ・人に関する相談に関わる様々な職種が参加して支援を検討する会議（ケース会議）が増える。
- ・住民が、身近な相談先として「ふくしあ」があることを知ってくれる。
- ・困りごとを抱えた人や世帯に、住民同士が気づき、区長、民生委員児童委員、「ふくしあ」などへの相談を勧めてくれる。
- ・外からはわかりにくい、生活困窮・家庭内不安・ひきこもり・障がいのことについて切れ目のない支援をしてくれる。
- ・相談に来られない人に対して、支援者が出向いてきてくれる。
- ・メールやSNSなどによる多様な相談ができる。

機関
関わる人たち

地区まちづくり協議会、地区福祉協議会、地域住民、民生委員児童委員、学校、各種相談支援事業所、地域若者サポートステーション、ハローワーク、医療機関、社会福祉法人、ボランティア団体、企業・事業所、シニアクラブ、ふくしあ、行政の各相談窓口、社会福祉協議会 など

令和5年度

令和6年度

令和7年度

庁内(外)の関係機関の連携をとおして重層的な支援体制を整える



相談支援機関の情報の一元化を図り、地域ニーズの的確な把握に努める



各相談機関や各課の役割を明確化し、地域ニーズの的確な把握に努める



支援拠点を整備し、子ども家庭支援の充実化を図る



相談支援従事者のスキルアップとともに、専門の枠組みを超えた連携を図る



地域に出向いて、地域に即した活動支援を拡充する



「ふくしあ」の意義と役割をPRし総合相談機能についての理解と促進を図る



1-2 住民参加型多職種多機関の連携体制

地域には、支援に携わるたくさんの専門職や機関があります。以前は各々がそれぞれの場所で活躍していましたが、今ではお互いの支援力をつないで全ての世代を縦断する「地域包括ケアシステム」を形成しています。他方、住民や地域、企業、事業所、ボランティア団体なども地域活動に参加して、多くの専門職等と連携しつつ、地域を横断する支援の輪をつくろうとしています。

課題からみえてきた
必要なこと

- ・支援のための情報を共有する共通媒体（支援記録シート）の実用化
- ・相談対応する専門職の資質向上
- ・専門職でない職員の相談対応スキルの向上
- ・関係機関の連携強化
- ・住民を巻き込んだ地域支援の充実

できていること
継続すること

- ・「ふくしあ」が主催となり「ふくしあアクションネットワーク会議※」を開催し、多職種が円滑に連携するための情報共有シートを作成
- ・多職種が参加する支援検討のための会議（ケース会議・地域ケア会議）の開催
- ・複合的な課題や制度の狭間の課題への、多職種多機関が連携した支援
- ・子ども、高齢者、障がいがある人等の専門機関における相談
- ・子育て支援に関わる情報の共有とネットワーク化

地域住民とともに
今後 5 年間でやるべきこと

令和3年度

令和4年度

地域包括ケア推進課	情報共有にとどまらない連携強化と職員の資質向上をめざした多職種連携会議（ふくしあアクションネットワーク会議※等）の開催	多職種連携会議の内容の検討
各課、各支援機関	住民が参加する地域ケア会議の開催	➡
福祉課、社会福祉協議会	各種会議体、機関の業務の把握、役割の明確化と整理	➡
社会福祉協議会	企業 CSR 活動※の把握	➡

※「ふくしあアクションネットワーク会議」とは、ふくしあ職員（行政・地域包括支援センター・社会福祉協議会・訪問看護ステーション）と、市役所健康福祉部、こども希望部の担当及び係長が参加する、多職種連携を推進するための会議。講師の講話やグループワークを行う。

目標達成のポイント

－こうあつたらいいな－

- ・多職種多機関のネットワークの連携がさらに密になり、地域住民と共に話しあうことができる機会が増える。
- ・行政内の関係各課、関係機関との情報共有や情報交換の機会が増える。
- ・専門職によるケース会議や、住民が参加するケア会議の機会を増やし、支援の必要な事案について、支援チームとして向き合うことができるようになる。
- ・子育て世代の相談窓口を充実させ、身近な相談窓口として認知される。

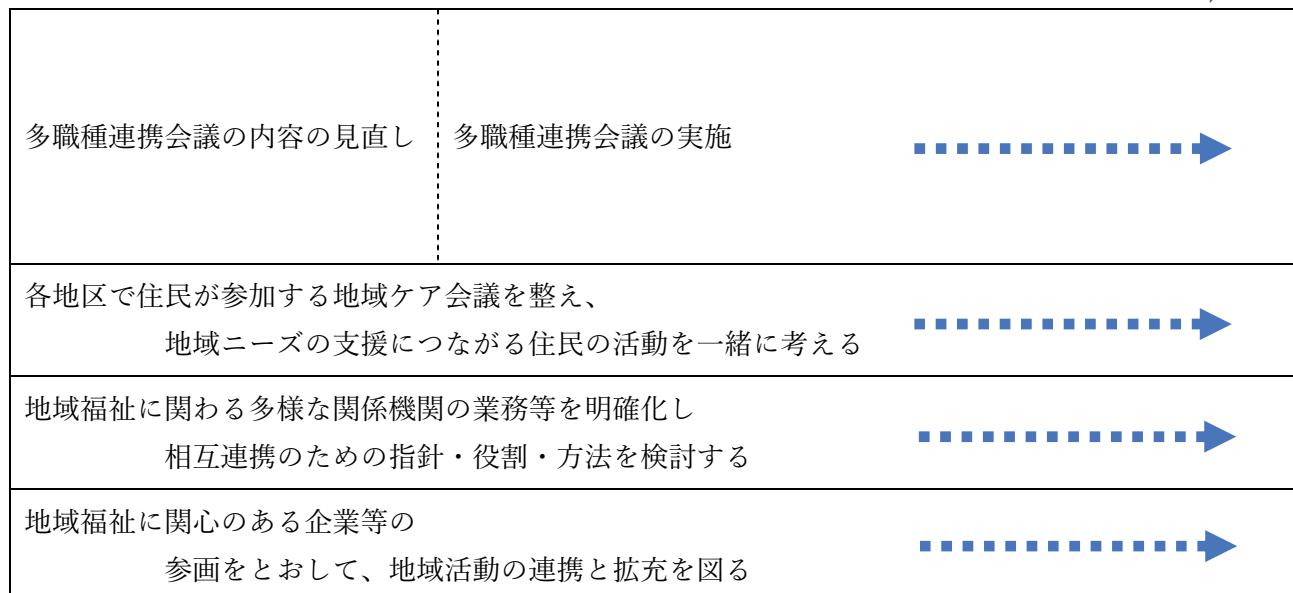
機
関
関わる人たち

地区まちづくり協議会、地区福祉協議会、地域住民、民生委員児童委員、学校、各種相談支援事業所、地域若者サポートステーション、ハローワーク、医療機関、社会福祉法人、ボランティア団体、企業・事業所、シニアクラブ、ふくしあ、行政の各相談窓口、社会福祉協議会 など

令和5年度

令和6年度

令和7年度



※「CSR活動」とは、企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していく活動のことをいう。Corporate Social Responsibilityの頭文字をとっている。



1-3 災害への備え

昨今では多くの災害（地震・水害等）が発生しています。しかし、人々は多くの叡智を集めてこれを乗り越えてきました。防災・減災とともに、復興のための支援力を強化していくことも今後の大切な取組です。支援を求める当事者、住民、そして地域・行政が固く力を合わせて自助・互助・共助・公助の体制を整えていきます。

第4章

課題からみえてきた 必要なこと

- ・福祉避難所の機能の周知と理解の促進
- ・災害時における福祉避難所のスムーズな開設と運営
- ・災害時要援護者の実態把握と支援の拡充、避難支援行動計画の策定推進
- ・自助、互助、共助による防災意識の向上
- ・広域避難所や福祉避難所では対応できない個々への防災対策

継続すること できていること

- ・福祉避難所の指定（令和2年4月1日時点で43箇所）
- ・掛川市福祉避難所開設運営マニュアルの作成
- ・災害時要援護者リストの作成と、各地区への配布
- ・災害時要援護者避難支援個別計画の策定を推進
- ・防災に関する勉強会や災害ボランティア養成講座の実施
- ・災害時要援護者支援と連動した地域における見守り活動の推進

地域住民とともに 今後5年間でやるべきこと

令和3年度

令和4年度

福祉課、危機管理課	事業所、当事者、地域とともにを行う、福祉避難所開設・運営防災訓練の計画	事業所、当事者、地域とともにを行う、福祉避難所開設・運営防災訓練の実施
福祉課、危機管理課	福祉避難所の役割、重要性の周知	➡
福祉課、危機管理課		
福祉課、危機管理課、長寿推進課	災害時要援護者の個別計画策定を推進し、内容の充実を図る	➡
福祉課、危機管理課、長寿推進課	現状把握 障がいのある方、その家族がどのような準備をしているのかを把握	障がいのある方の災害時の避難についての現状把握を踏まえた勉強会等の実施
危機管理課	見守りに関する各種研修会へ行政が参加し、災害対策について周知	➡
危機管理課	共助についての周知・啓発	➡
社会福祉協議会	地区防災訓練に参加困難な方のための相談	➡

目標達成のポイント

-こうあつたらいいな-

- ・災害時要援護者が普段から地区行事に参加し、交流できる。
- ・災害時要援護者個別計画の必要性を多くの人が理解し、必要な人の計画作成が進む。
- ・福祉避難所の機能や役割を多くの人が知ってくれる。
- ・支援が必要な人が福祉避難所を利用できる。
- ・毎年行われる地域防災訓練に参加できない人こそ、参加できるようになる。
- ・福祉避難所の開設と運営のための防災訓練を実施できる。
- ・市民自ら減災対策ができ、負傷した場合は症状によって救護所や病院を選択し、行くことができる。

関わる人たち
機関

自主防災会、区長、地域住民、民生委員児童委員、福祉避難所指定施設、東遠地域自立支援協議会、障がい者団体、地区福祉協議会、災害ボランティア、行政、社会福祉協議会 など

令和5年度

令和6年度

令和7年度

当事者の意見を入れて福祉避難所開設・運営マニュアルの改定	各福祉避難所開設・運営マニュアル作成推進	各福祉避難所開設・運営マニュアルの完成
災害時における福祉避難所についての地域住民の理解と協力を拡げていくための広報活動を充実する		
当事者の意見を入れた各福祉避難所のマニュアル作成ガイドライン修正		
個別計画の策定率を向上させ、関係機関や専門職との連携をとおして要援護者に対する的確な支援の体制を整える		➡
災害時に障がいのある人が安心・安全に避難できるように		
当事者・家族等による備え、地域支援のあり方について		➡
当事者・関係団体・専門職等が一緒に考える		➡
「見守り」に関する研修において、防災や危機管理に関する周知を図る		
防災における「共助」の周知・啓発をとおして、災害時の共に支え合う関係づくりに取り組む		
災害時に不安をもつ住民のために、防災訓練等に参加するための相談支援を行う		

1-4 誰もが差別されず意思決定の権利を守る支援

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」は、障害者権利条約の標語です。すべての人は、性別、年齢、障がい、国籍等を問わず、意思表明をし、必要な情報を学び、自己選択をしていく「主人公」なのです。ときとして権利や尊厳を侵害されたとき、これを積極的に支援し、擁護していくためのシステムが必要です。多くの理解と支援がつながっていくまちづくりをめざします。

第4章

課題からみて きた必要なこと	<ul style="list-style-type: none">・障がいのある人への合理的配慮の提供・8050問題※や認知症高齢者、支援を拒否し孤立する人への対応・権利擁護支援が必要な人が成年後見制度等を活用しつつ、その人らしい生活を維持できるような地域連携体制の構築
できること で き て い る こ と	<ul style="list-style-type: none">・高齢者の虐待防止のための研修・親族等のいない判断能力に欠ける人を守るための成年後見制度利用のための市長による申立て手続きの実施・市民が判断能力に欠ける人の後見人を担うための市民後見人養成講座・障がいのある人の差別に関する相談と障がい者虐待防止センターの設置



※「8050問題」とは、80代の親が、50代の子どもの生活を支えるという問題。背景に子どもの「ひきこもり」や「低収入・無収入」があることが多く、親子の生活が立ち行かなくなる深刻な問題。

目標達成のポイント

-こうあつたらしいな-

- ・障がいや認知症により判断する力が不十分な人たちが、虐待や消費者被害にあうことを未然に防げる。
- ・判断能力の不十分な人たちが、不当な状況に置かれた時に、早期発見できるような地域連携体制ができる。
- ・虐待をしてしまった人への支援も充実する。
- ・地域全体で虐待や人権侵害を防止する機運を高められる。
- ・専門的な支援と並行し、見守りや生活支援などに、地域の人たちが関わってくれる。
- ・障がいの理解が進む。

関わる人たち
機関

専門機関(家庭裁判所・リーガルサポート※など)、市民後見人、人権擁護委員、民生委員児童委員、福祉事業所、学校、ふくしあ、行政、社会福祉協議会 など

令和5年度

令和6年度

令和7年度

中核機関の機能強化・中核機関における 困難ケースのケース検討の開始	中核機関の機能強化・中核機関における 困難ケースへの対応力の共有化	➡
実地研修修了者の活動を拡充することで、市民後見の体制を整える	➡	➡
市民後見人の育成のための継続的な研修を行う	➡	➡
連携会議をとおして権利擁護のための情報共有を図り ケース検討を実施し、関係者の意識の向上とスキルアップを図る	➡	➡
普及啓発をとおして成年後見制度の理解と活用促進を図る	➡	➡
人権施策推進計画に基づいて、 各種の相談業務に日常的に対応できる体制を整える	➡	➡
人権擁護委員や連携会議の協議を通して、ポスター展・ 作文コンクールを企画・実施し、人権に関する普及啓発を図る	➡	➡
権利擁護の現状と課題について広く 地域住民に普及啓発し、差別解消に取り組む	➡	➡

※「リーガルサポート」とは、判断能力が不十分な人の財産や暮らしを守るために、全国の司法書士によって設立された公益社団法人。

2-1 多様な地域住民が気にかけ合うまちづくり

地域には無数の多様な生き方や暮らし方があります。性別、世代、国籍等を問わず、その多様性を認め合う地域であれば、また、隣近所で声をかけ合うことができるならば、安心・安全の住みやすさを実現することができます。「ご近所福祉」こそが温もりのある地域福祉の第一歩です。

第4章

課題からみえてきた 必要なこと

- 市内全地区における見守り活動の実施
- 見守り活動にかかる実践者の増加、学びの場の提供
- 見守り協定事業所との顔のみえる関係の構築
- 地域とつながりがなく孤立しがちな人への対応

継続すること できていること

- 地域住民による見守り活動の実施（令和2年4月現在、202区のうち支援員型85区・地縁型39区）
- 事業所との高齢者見守りネットワーク推進事業に関する協定の締結
- 民生委員と地域包括支援センターによる高齢者実態把握調査の実施と救急医療情報キットの配布
- 関係機関との見守り協力体制の構築

地域住民とともに 今後5年間でやるべきこと

令和3年度

令和4年度

長寿推進課、社会福祉協議会	高齢者見守り体制の充実と関係機関の連携体制の拡充	
長寿推進課、社会福祉協議会	第1層協議体※等関係機関へ課題提案、推進方法の検討	
社会福祉協議会	見守り活動調査の実施	
社会福祉協議会	見守り活動を市内全域に広める	

※「第1層協議体」とは、高齢者の生活支援体制を整備することを目的に、市から委嘱された関係機関や住民組織の代表が、市全域の課題を把握し必要な社会資源の開発を検討する協議体。

目標達成のポイント

－こうあつたらしいな－

- ・多くの人が見守り活動の必要性を理解してくれる。
- ・災害時に特に配慮が必要な災害時要援護者と一緒に見守り活動について考えられる。
- ・元気な時から、お互いの元気を確認する活動として、見守る側、見守られる側の関係ではなくお互い様の活動になる。
- ・見守りを必要とする人がいないか、地区の中で確認する場（組織や会議）がある。
- ・高齢者だけでなく、子ども、障がいのある人、外国籍の人など、見守り活動があることで安心できると感じる人たちが、見守り活動に参加できる。
- ・高齢者実態把握調査事業と、地域の見守り活動の整合性が図られる。
- ・SOSが出せない人がいたら、声かけできる信頼関係がある。

機関
関わる人たち

地区まちづくり協議会、自治会、地区福祉協議会、民生委員児童委員、見守り協定事業所、シニアクラブ、ふくしあ、行政、社会福祉協議会 など

令和5年度

令和6年度

令和7年度

見守り協定事業所等の関係機関の連携を強化し、

地域における見守りネットワークを拡充する



第1層協議体における連携体制を整え、地域課題の解決力を向上させる



見守り活動調査を実施し、

地域における見守り活動の課題と状況を的確に把握する



見守り活動の広がりをとおして

市内全域に、住民による見守り体制を整える



2-2 それぞれのニーズに応じた多様な居場所

「居場所」とは、家庭とは異なる、ほどほどの心地よさを感じる馴染みの場所であり、自分を受け入れてくれる安心の場所のことです。人は孤立しては生きられず、人との関わり抜きに暮らしは成り立たず、それだからこそ子育て中でも、老いても、障がいがあっても、誰もが集い、語り合い、支え合う「居場所づくり」を地域は求めています。

課題からみえてきた

- ・全世代型のサロンの普及
- ・多様な運営主体による居場所活動の実施
- ・居場所を運営する人たちの資質向上
- ・居場所を必要とする人へ、現在ある居場所を紹介する取り組み
- ・コロナ禍における新しい生活様式に対応した活動

継続すること

- ・住民主体のサロン（令和2年4月現在106ヶ所）
- ・児童館、子育て支援センター、学童保育所、放課後子ども教室などの子どもたちの居場所
- ・老人福祉センター、シニアクラブ、生きがいデイサービスなど高齢者の居場所
- ・障がい福祉サービスやボランティアによる障がいのある人の居場所
- ・ひきこもりがちな人のための居場所

地域住民とともに
今後5年間でやるべきこと

令和3年度

令和4年度

長寿推進課、社会福祉協議会	地域で活躍する介護予防ボランティアの育成による居場所づくり	
関係各課	様々な居場所に関する情報の周知	
こども政策課	子育て総合案内サイト「かけっこ」を活用した子どもの居場所活動PR	
教育政策課、生涯学習協働推進課	学童保育所事業の実施	
教育政策課	放課後子ども教室事業の実施	
社会福祉協議会	サロン活動取り組み状況調査実施	
社会福祉協議会	居場所の立ち上げ支援や活動支援	

目標達成のポイント

-こうあつたらいいな-

- ・誰もが参加したくなるような居場所がある。
- ・今ある居場所を活かして、多様な人の受け入れを検討できる。
- ・災害時にも、居場所のつながりが活かせる。
- ・困難な課題を抱えた人が交流できるような居場所がある。
- ・参加する手段がない人も参加できるような環境がある。
- ・外出することが難しい人も参加できるようなWeb会議やSNSなどのツールを使った居場所がある。
- ・今ある居場所に、障がいのある人が参加できる。
- ・住民やボランティアが運営する居場所では、参加する人も運営に参画することができる。
- ・多様な人を受け入れるために、必要な知識を得ることができる学びの場がある。

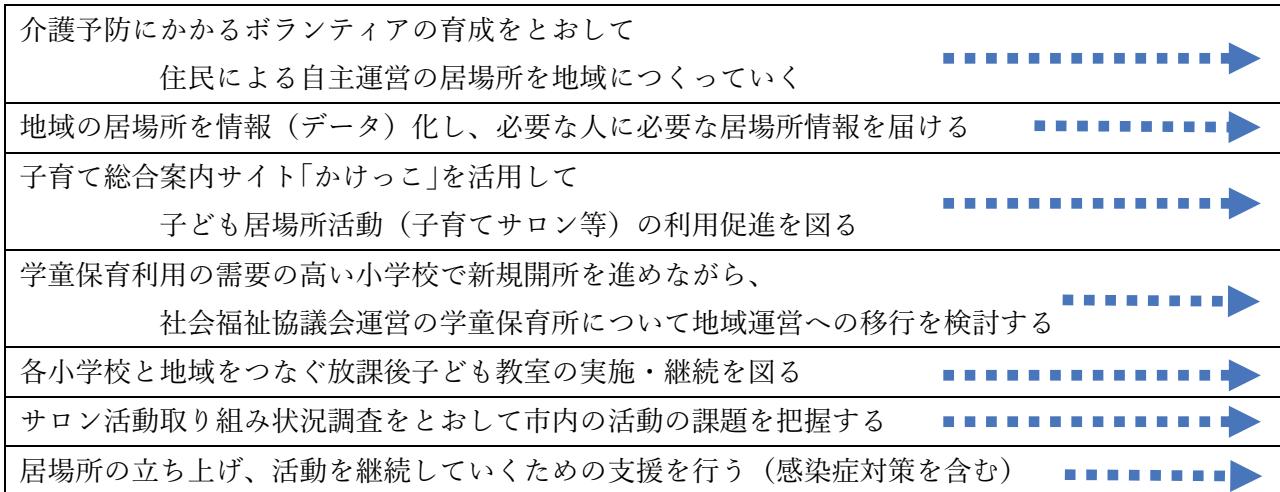
機関
関わる人たち

地区まちづくり協議会、自治会、地区福祉協議会、幼稚園・保育園等、学校、子ども育成支援協議会、特定非営利活動法人、シニアクラブ、ボランティア団体、学童保育所、子育て支援センター、相談支援事業所、民生委員児童委員、地域若者サポートステーション、ふくしあ、行政、社会福祉協議会 など

令和5年度

令和6年度

令和7年度



2-3 すべての人が支え合い活かし合うまちづくり

「買物難民」や「交通弱者」ということばが生まれて久しくなります。加齢や障がいによる「困り感」は、「足（移動手段）」の確保から始まります。家事も買物も、外出も移動も、地域で暮らすためには必要不可欠なインフラ（生活を支える基盤）です。地域ごとに異なった事情を踏まえて、住民の生活ニーズに即した支え合いのシステムづくりをめざします。

第4章

課題からみえてきた 必要なこと

- ・最寄りの公共交通機関までの移動手段がない高齢者世帯への対応
- ・買い物や大きな家具の移動、草取りなどの家事支援が必要な人への対応
- ・家事支援や移動支援活動への理解者、協力者を増やす
- ・支援を担う人たちのための学びの場、情報交換の場の提供
- ・企業や社会福祉法人などへの協力の呼びかけ

継続すること できていること

- ・天竜浜名湖鉄道、路線バス、自主運行バス、デマンド型乗合タクシー※によって公共交通機関が整備
- ・地区運営の生活支援車両の実施（令和2年4月現在4地区）
- ・地区や有志による家事支援活動の実施
- ・シルバー人材センターによる訪問型サービスの実施

地域住民とともに 今後5年間でやるべきこと

令和3年度

令和4年度

生涯学習協働推進課	移動手段改善施策立案 隨時立案し、 ①～④を繰り返し行う	①交通事業者協議調整 → 府内組織合意 関係機関（県他市町、地域） 協議調整
社会福祉協議会	家事支援活動の周知・立ち上げ 支援	→
社会福祉協議会	企業、法人への活動周知、協力依頼	→

※「デマンド型乗合タクシー」とは、運行ルートやバス停等は設けず、設定された運行時刻を事前予約制で、指定エリア内の自宅から指定された目的地まで、乗り合う人を乗せながらそれぞれの行先に送迎するタクシー。

目標達成のポイント

－こうあつたらしいな－

- ・住民、行政、交通事業者にとって改善施策と一緒に考えることができる。
- ・免許を返納した高齢者等が、不便を感じない施策が展開できる。
- ・家事支援活動が多くの地区で実施される。
- ・支援する側と支援される側の境目のない関係づくりができる。
- ・見守り活動のついでにできることがあれば、住民一人ひとりが意識して活動できる。
- ・企業が活動を理解し活動費の寄付をしてくれる。
- ・ゴミ出しができなくなっている人が多いため、地域住民によるゴミのお片付け隊のような活動がある。
- ・障がいのある人が、安心して移動できるまちになる。

機関関わる人たち

地区まちづくり協議会、自治会、地区福祉協議会、交通事業所、企業、社会福祉法人、ボランティア団体、ふくしあ、行政、社会福祉協議会 など

令和5年度

令和6年度

令和7年度

②地域公共交通会議協議 → ③実証実験等の試行的実施 → ④本格稼働
及び承認 実証実験等の検証

家事支援活動の必要性を周知し、立ち上げ支援を積極的に行う



企業等に地域参加を働きかけ、社会貢献活動の充実を図る





3-1 誰もが住み慣れた地域でこやかに暮らすまちづくり

高齢社会の主たる関心事の一つは「認知症」です。認知症であっても「本人が希望をもって前を向き、自分らしく暮らし続ける地域社会」をめざして、全国にはさまざまな取組や実践があります。地域での交流や外出、趣味等の活動が持続できるように必要な地域資源を整えていくことができれば、高齢化への安心を紡いでいくことができます。誰もが長寿を祝うことができる社会こそ豊かな暮らしの証しです。

第4章

課題からみえてきた 必要なこと

- ・認知症サポーター養成講座修了者への継続支援と具体的活動支援
- ・認知症キャラバンメイト（認知症サポーター養成講座講師）の育成
- ・地区診断カルテ※を活用した健康意識の啓発

できていること 継続すること

- ・認知症の人が参加できるカフェ、認知症の人の介護者のためのサロンの実施
- ・認知症サポーター養成講座の開催（希望する地域、学校、企業等にて実施）
- ・エンディングノート「私の健康人生設計ノート」※の作成、普及啓発
- ・ふくしあスクール、ふくしあ健康相談や健康講座にて認知症への理解啓発活動
- ・保健委員、食生活推進員による啓発活動、地区診断カルテ※の作成
- ・心身の健康を保つため、かかりつけ医を持ち、検診を受けることの周知

地域住民とともに 今後5年間でやるべきこと

令和3年度

令和4年度

健康医療課、地域包括ケア推進課、長寿推進課、国保年金課、教育政策課、生涯学習協働推進課、文化・スポーツ推進課、産業労働政策課	かけがわ「生涯お達者市民」推進プロジェクト※の推進	→
健康医療課、地域包括ケア推進課、長寿推進課	かけがわ「生涯お達者市民」推進連絡協議会の開催	→
健康医療課、地域包括ケア推進課、長寿推進課	地域の特性や市民ニーズに合わせた健康づくり、疾病・介護予防事業の実施及び推進	→
関係各課	地区診断カルテ※（地域の健康状況）の周知	地区診断カルテ※を活用した健康講座の実施
健康医療課	保健委員地区活動の推進	→
健康医療課	食生活推進員地区伝達活動の推進	→
長寿推進課、社会福祉協議会	認知症に対する理解促進	→
長寿推進課、社会福祉協議会	チームオレンジ※の設置拡大	→
長寿推進課、学校教育課、社会福祉協議会	子どもへの認知症理解促進	→

※『かけがわ「生涯お達者市民」推進プロジェクト』とは、「お達者度」県下一をめざすため、関係団体と市が連携し、市民の健康状況等の調査・分析を行い、健康講座、健康体操の開催、スポーツ施設との連携事業等を実施して、継続的に健康づくりを推進するプロジェクト。

目標達成のポイント

—こうあつたらいいな—

- ・一人ひとりが、健康の意識と認知症予防への関心を高める。
- ・専門職と住民との情報交換の機会が常にある。
- ・市内に複数の「チームオレンジ」※が立ち上がり、認知症への理解者が増えることで、認知症の人が安心して生活できるまちが実現する。
- ・認知症の人と一緒に考える視点をもって、様々な活動ができる。
- ・自身や家族が認知症を患った時、隠す必要はないと思うことができる地域になる。
- ・認知症の知識を学んだ住民が、インストラクターとして身近な地域で活動してくれる。

機関
関わる人たち

地区まちづくり協議会、地区福祉協議会、地域住民、民生委員児童委員、保健活動推進委員、食生活推進員、シニアクラブ、医療機関、社会福祉法人、企業・事業所、ふくしあ、行政、社会福祉協議会 など

※「地区診断カルテ」とは、地域の統計情報や地区活動等に基づいて地区民の健康状態や生活実態を把握し、課題や要因を記録したもの。

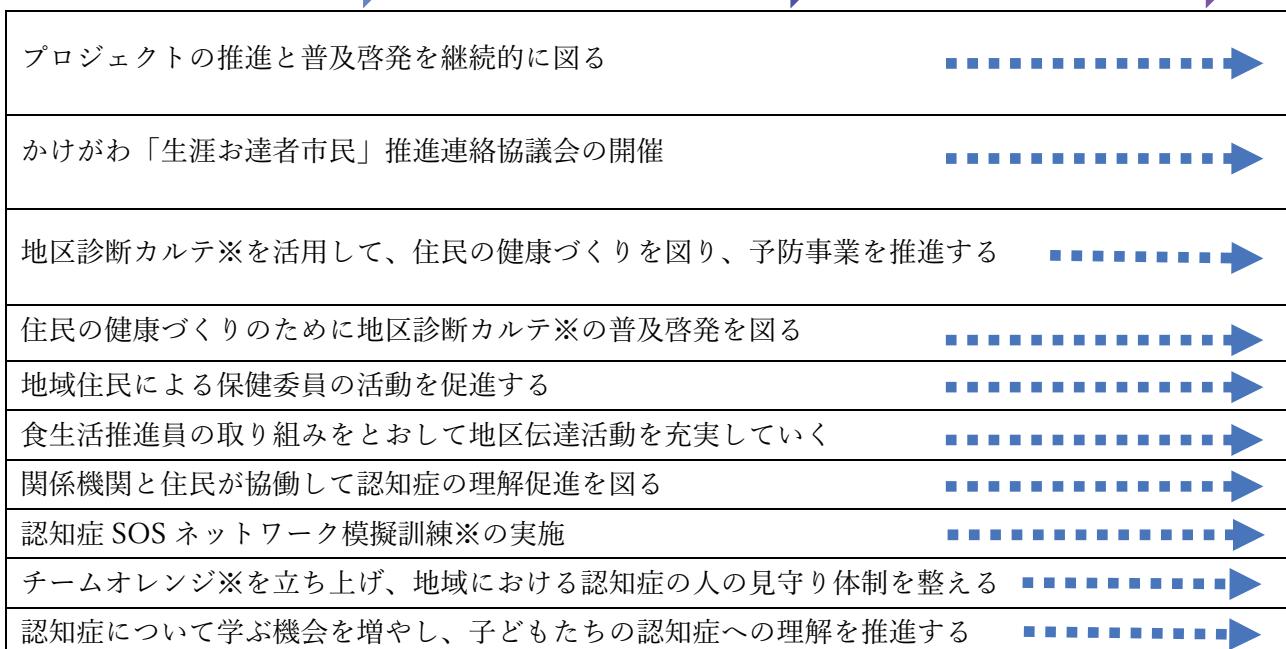
※『エンディングノート「私の健康人生設計ノート』』とは、エンディング編と健康設計編がセットで記入でき、身体状況の維持増進、疾病予防と、意思表示ができなくなる前の自分の思いを伝えるためのノート。

※「チームオレンジ」とは、認知症サポーター養成講座を修了したサポーターが、ステップアップ研修を受講して、地域でチームとなり認知症対策に協働して取り組む活動。

令和5年度

令和6年度

令和7年度



※「認知症 SOS ネットワーク模擬訓練」とは、認知症の人が行方不明になった想定のもと、あてどなく歩いている人を見かけた時の声かけや対応を具体的に体験して学ぶ訓練。



3-2 いきいきとした活動の場づくり

あらゆる世代が健やかに育み合い、支え合う家庭や地域をつくることは地域福祉のモットー（方針）です。子ども、青年、中年、中高年世代、高齢者など、多くの世代が地域でたおやかにつながる場づくりをめざします。とくにシニアクラブ活動には、これまででも、これからも開かれた団体として地域に貢献することが期待されています。そこに「いのち」のつながりが見える活動が豊かに拡がっていきます。

課題からみえてきた
必要なこと

- ・高齢者学級参加者やシニアクラブ会員の相互交流、自主活動・参加の促進
- ・障がいのある人への理解の啓発、合理的配慮の実践
- ・多様な趣味活動の主催者と関係機関や地域組織の情報共有、連携強化

継続すること
できていること

- ・シニアクラブや地域の様々な組織のボランティアによる子どもたちの登下校の見守り活動、地域の公園・お宮等の清掃活動、友愛訪問活動
- ・老人福祉センター等における高齢者世代の自主クラブ活動
- ・市民交流センター、国際交流センターの活動
- ・シルバー人材センターによる高齢者の積極的な社会参加、生きがいづくり活動

地域住民とともに
今後 5 年間でやるべきこと

令和3年度

令和4年度

福祉課	障がいの理解を促進する就労支援講演会	
教育政策課	高齢者学級の実施	
教育政策課	いきいきわくわくクラブの実施	
長寿推進課、社会福祉協議会	高齢者の活動の場の把握	
長寿推進課、社会福祉協議会	シニアクラブ、自主クラブの地域貢献活動の把握	
教育政策課、社会福祉協議会	子ども育成支援協議会と CSW ※の連携	
社会福祉協議会	地区福祉懇談会を活用した高齢者世代の活動の周知	

※CSW については、18 ページを参照してください。

目標達成のポイント

－こうあつたらしいな－

- ・誰もが支える側、支えられる側になることができ、生きがいをもって生涯暮らすことができる地域になる。
- ・生きがい活動の発表の場や活躍の場を開拓できる。
- ・それぞれの世代の生活リズムにあわせた参加しやすい講座やレクリエーションの場がある。
- ・シニアクラブや趣味活動をする団体が、今以上に地域で必要とされる存在になる。
- ・障がいのある人が、地域活動に参加できる。
- ・不登校やひきこもりの状態にある人が、再び社会とつながるための支援が充実する。

関わる人たち
機関

地区まちづくり協議会、自治会、地区福祉協議会、シルバー人材センター、地域若者サポートステーション、ハローワーク、障がい者就労支援員、障害者就業・生活支援センター、ジョブコーチ、相談支援事業所、病院相談員、福祉施設、幼稚園・保育園等、学校、子ども育成支援協議会、シニアクラブ、文化協会、ふくしあ、行政、社会福祉協議会 など

令和5年度

令和6年度

令和7年度

雇用側に対する就労等の講演会等をとおして

障がいのある人の社会参加を促進する



地域における高齢者の学習機会をとおして高齢者の生きがいづくりを図る



地域における子どもたちのクラブ活動を充実していく



地域活動に関する情報を把握し、希望する高齢者に紹介・提供していく



シニアクラブ等の地域貢献活動を把握し、必要な情報をつなぐ



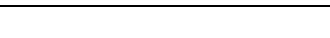
子ども育成支援協議会と CSW※が

地域課題を共有し連携して活動を推進する



地区福祉懇談会をとおして、地域活動の機会や

参加を働きかけ高齢者世代の活動を推進する





4-1 福祉の土壤を育む学びの場づくり

地域福祉は「福祉教育にはじまる」と言われます。それは「いのちのいとなみ」について学ぶことです。誰しも「いのち」の大切さを知っています。しかしながら、病や老い、障がい等の体験を理解することは容易ではありません。地域で共に学び合い、伝え合う「生涯学習」の機会をとおして、多様な生き方・暮らし方を認め合う地域づくりをめざします。

課題からみえてきた

必要なこと

- ・老若男女、特性や障がいの有無、文化的背景に関わらず、生涯学習の機会を得ることができる環境の整備
- ・インクルーシブ※保育、インクルーシブ※教育の推進
- ・病や障がいや家庭内不安を隠し、周囲に迷惑をかけてはいけないという考え方の払しょく

継続すること

- ・小中高等学校における福祉教育（市内全校による福祉教育実践校事業の推進）
- ・子ども育成支援協議会の活動（地域と学校が連携した学習・交流の場づくり）
- ・地区福祉協議会の企画による福祉講座等の実施
- ・多様な分野の専門職や企業人、個人経営者による社会貢献活動
- ・市民活動団体やボランティア実践者の企画による講座等の実施

**地域住民とともに
今後 5 年間でやるべきこと**

令和3年度

令和4年度

学校教育課、社会福祉協議会	学齢期における福祉教育実施	→
社会福祉協議会	地域における福祉教育実施	→
社会福祉協議会	(新)当事者の思いをリモート配信するための調査研究・配信	→

※「インクルーシブ」とは、「ソーシャルインクルージョン」（社会的包摂）という言葉からきており、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う理念。（厚生労働省「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉の在り方に関する検討会報告書」より）

目標達成のポイント

—こうあつたらしいな—

- ・病や障がいや発達の特性がある人も、ありのままに受け入れられ、その人らしく生きることが尊重され、相互に支え合う意識が広がる。
- ・あらゆる人が社会参加できるような寛容さと、そのための創意工夫を探求しつづけることができる。
- ・大人も子どももイジメを絶対に許さない社会になる。
- ・SDGs※に基づく、多様な生き方や多様な価値観を認め合うことの大切さを多くの人が共有できる。
- ・人の困り感に気づくことができる人が増える。
- ・見た目にはわかりにくい障がいのことを理解する人が増える。

機関
関わる人たち

地区まちづくり協議会、地区福祉協議会、地域住民、民生委員児童委員、人権擁護委員、シニアクラブ、保健活動推進委員、食生活推進員、幼稚園・保育園等、学校、東京女子医大、東遠学園組合、ふくしあ、行政、社会福祉協議会 など

令和5年度

令和6年度

令和7年度

学校や地域における子どもたちの福祉教育の推進を図る



地域住民の福祉教育を推進し、地域活動の充実を図る



福祉教育講師である当事者の「語り」を
リモート配信するための準備を進め福祉教育における活用を推進する



※「SDGs（エスディージーズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標。



4-2 福祉を担う人材育成

ボランティアの語源はラテン語の「ボランタリウス（自らすすんとする）」です。住民でも専門職でも、地域福祉の担い手はいつの場合もボランティア。世代を超えて力を合わせて「福祉」や「地域」をつくるために多彩な「人材」が必要です。「つながる」「創る」「変える」「拡げる」「支える」ために地域を担う「人材」を育成していきます。

課題からみえてきた
必要なこと

- ・ボランティア活動者が高齢化しても団体が存続できるような支援
- ・生涯現役で参加できるボランティア活動
- ・ボランティアに参加するための「きっかけ」となる活動

継続すること
できていること

- ・中学生ボランティア講座、各種ボランティア養成講座（地域ボランティア、災害ボランティア、点字ボランティア、運転ボランティアなど）の実施
- ・広報かけがわ、社協だより、ホームページ等によるボランティア団体の活動PR
- ・ボランティアセンター、「ふくしあ」のボランティア相談（活動者の橋渡し）
- ・市民活動団体（ボランティア団体）それぞれによる実践、PR活動
- ・企業や社会福祉法人による社会貢献活動

地域住民とともに
今後5年間でやるべきこと

令和3年度

令和4年度

教育政策課、社会福祉協議会	中学生ボランティア講座の実施	➡
社会福祉協議会	地域ボランティア情報の提供	➡
社会福祉協議会	CSW※・多職種連携の研修会の実施	➡
社会福祉協議会	専門職のボランティア（プロボノ活動※）登録呼びかけ、調査	専門職のボランティア（プロボノ活動※）登録冊子の作成、マッチング

※CSWについては、18ページを参照してください。

※「プロボノ活動」とは、普段は専門家として稼働している人が、その職業上もっている知識や専門的な技術、経験を生かして社会貢献するボランティア活動。

目標達成のポイント

-こうあつたらいいな-

- ・地域のボランティア情報が増える。
- ・ボランティア活動ができる場が増える。
- ・ボランティアを必要とする人たちの声が聞こえてくる。
- ・司法、医療、教育等の専門的な知識をもつ人たちとの顔のみえる関係ができる。
- ・物づくりやアート（芸術・服飾）の知識や技術をもつ人たちとの顔のみえる関係ができる。
- ・専門的な知識や技術をもった人たちが、市民講座の講師として活躍してくれる。
- ・中高校生がボランティアに関心をもち、参加してくれる。
- ・地域福祉の視点をもって福祉課題を考えること（コミュニティソーシャルワーク）を、専門職と関係機関と地域住民が共有できる。

関わる人たち
機関

地区まちづくり協議会、地区福祉協議会、地域住民、市民活動団体（ボランティア団体）、特定非営利活動法人、企業・事業所、社会福祉施設、学校、ふくしあ、行政、社会福祉協議会 など

令和5年度

令和6年度

令和7年度

ボランティア活動のための 学習機会をとおして中学生の活動を推進する	→
ボランティア活動の地域状況を把握し、必要な住民に提供する	→
多職種や地域住民との連携を強めていくために コミュニティソーシャルワークの視点や方法を学習する	→
専門職のボランティア（プロボノ活動※）登録冊子の更新、マッチング	→

4-3 協働によるまちづくりとともに進める地域福祉

まちづくりは「本気・根気・やる気」に支えられています。住民による限りない活動の力が結びついて、まちづくり計画がつくられていきます。個人でも、団体でも、企業でも、誰もがこの計画に参画することで「まち（地域）」が元気になっていきます。「地区まちづくり協議会」は多様な地域活動を「協働」して進めるための大切な場となっていきます。

課題からみえてきた
必要なこと

- ・活動を継続させていくための組織体制の確立
- ・役員を受けられる人の不足による、若い世代の協力者の確保
- ・市民活動団体や企業など多様な主体との協働の推進
- ・ビジョンをもった長期計画による地域福祉の推進

継続すること
できること

- ・全地区での地区まちづくり協議会の設立による、地域主体の推進体制の整備
- ・地区福祉協議会による地域福祉活動の推進
- ・地域住民による支え合いの必要性への理解の広がり
- ・企業との包括連携協定※の締結

地域住民とともに
今後 5 年間でやるべきこと

令和3年度

令和4年度

生涯学習協働推進課	<p>【地区】・地域課題の再確認 ・推進体制の見直し・事業の精査、改善 【市】・上記取組の促進、支援 ・市民活動団体等の支援体制の研究</p>	<p>【地区】・地区計画に基づく地域福祉活動の実施・推進体制の構築 【市】・上記取組の促進、支援 ・市民活動団体等の支援体制の構築</p>
生涯学習協働推進課	まちづくりの仲間を見つけるガイドブックの作成、SNS 等を活用した情報発信	➡
教育政策課	社会教育委員会の提言に沿った地域と学校の協働活動の充実	➡
生涯学習協働推進課、社会福祉協議会	地区まちづくり計画の中に各地区的地域福祉推進のための活動計画を位置づけ	➡
社会福祉協議会	CSW※による継続的な地域支援	➡

※「包括連携協定」とは、様々な分野にわたり公共精神のある企業等との相互連携と協働によって市民サービスの向上を図り、地域活性化等を目的として締結する協定。

目標達成のポイント

-こうあつたらいいな-

- ・地域ごとに異なる地域福祉の課題に対して、地域の実情にあわせたきめ細やかな対応ができる。
- ・地区の中の関係する組織や団体との関わりが増える。
- ・地域住民の地域福祉活動への理解がさらに広がる。
- ・多様な年齢、性別、特性、国籍等の人々が、地区役員やボランティアとして参加してくれるようになる。
- ・会議の時間帯や活動集約などの工夫によって、就労している人も参画できるような地域組織の運営がされる。

機関
関わる人たち

地区まちづくり協議会、自治会、地区福祉協議会、子ども育成支援協議会、市民活動団体、特定非営利活動法人、企業・事業所、ふくしあ、行政、社会福祉協議会 など

令和5年度

令和6年度

令和7年度

【地区】・市民活動団体、企業等との協働による地域福祉活動の実施
【市】・上記取組の促進、支援

【地区】・市民活動団体、企業等との協働による地域福祉活動の拡充
【市】・多様な主体による協働事業の拡充促進
・地区組織の自立化促進

【地区】・市民活動団体、企業等との協働による地域福祉活動の拡充・地区計画の見直し及び事業改善
【市】・上記取組の促進、支援
・地区組織の自立化促進

地区まちづくり協議会や企業、市民活動団体等多様な主体が参加する交流会を開催する



社会教育委員会の提言に沿った地域と学校の協働活動のさらなる充実



各地区のまちづくり計画に地域福祉活動を盛り込み
計画的に活動を推進する



住民の地域福祉活動に対して、CSW※が継続的に支援する



※CSWについては、18ページを参照してください。

第5章 資料編

- 目標数値一覧
- 住民意識調査等の結果の概要
- 計画策定の軌跡
- 掛川市地域福祉計画推進等委員会規程
- 社会福祉法人掛川市社会福祉協議会
地域福祉活動計画推進等委員会規程
- 推進等委員名簿等
- あとがき

目標数値一覧

第5章

No.	項目 《目標根拠の出典》	現状	目標	ロード マップ	担当部署	ねらい
		年度	年度			
		実績	目標値		目標根拠	
1	ふくしあの活動の認知度（よく知っている、少し知っている） 《地域福祉計画等住民意識調査より》	令和元年度	令和7年度	1－1	地域包括ケア推進課	保健、医療、福祉、介護などの、地域の身近な総合相談窓口としてのふくしあを周知することで、早期の相談につながる。
		35.3%	60.0%		6年間で25%増加をめざす	
2	安心して子どもを生み育てられると思う市民の割合（思う、まあ思う） 《総合計画の指標より》	令和元年度	令和7年度	1－1 2－2	こども希望課 こども政策課	相談や仲間づくりができる場所が増えることで、より気軽に相談でき、不安の解消になる。
		61.0%	80.0%		市民意識調査	
3	子育て環境整備に満足している市民の割合（思う、まあ思う） 《総合計画の指標より》	令和元年度	令和7年度	1－1 2－2	こども希望課 こども政策課	相談や仲間づくりができる場所が増えることで、より気軽に相談でき、不安の解消になる。
		37.7%	60.0%		市民意識調査	
4	災害時要援護者のうち、個別計画策定に同意している方で個別計画策定済の割合 《毎年5月1日基準日で作成する災害時要援護者名簿より》	令和元年度	令和7年度	1－3	福祉課・危機管理課	災害発生時、地域における災害時要援護者の支援体制を確立する。
		88.8%	100.0%		個別計画策定を希望する災害時要援護者すべての計画策定を目標とする	
5	成年後見制度の認知度（よく知っている、少し知っている） 《地域福祉計画等住民意識調査より》	令和元年度	令和7年度	1－4	長寿推進課・福祉課	障がいや認知症など判断する力が不十分な人たちの財産や権利を守る制度の理解者が増える。
		27.4%	33.0%		6年間で認知度5%増加をめざす	
6	住む地域で人と人が信頼し、助け合える環境になっていると思う割合（思う、まあ思う） 《総合計画の指標より》	令和元年度	令和7年度	2－1 2－2 2－3 4－3	全体	多様な地域住民が信頼関係を築き、助け合いが活発になることで、地域福祉を推進する。
		57.9%	75.0%		市民意識調査	

No.	項目 《目標根拠の出典》	現状	目標	ロード マップ	担当部署	ねらい
		年度	年度			
		実績	目標値		目標根拠	
7	小地域福祉ネットワーク活動を行っている自治会数 《行政評価の指標より》	平成30 年度	令和7 年度	2-1	福祉課（社会福祉協議会）	地域コミュニティの核である自治会が、見守り活動の意識を高め、地域福祉を推進する。
		118区	134区		毎年2区の増加をめざす	
8	放課後児童健全育成事業の受入可能人数 《子ども・子育て支援事業計画の確保方策数値より》	令和2 年度	令和6 年度 ※令和6年度が計画最終年度	2-2	教育政策課	保護者が安心して働く環境づくりと、異年齢集団による遊びや学習、生活を通して、児童の自主性、社会性、創造性が培われる。
		1,476人 (実人数)	1,845人 (受入可能人数)		受入可能人数	
9	サロン開催地区の割合 《行政評価の指標より》	令和元 年度	令和7 年度	2-2	長寿推進課（社会福祉協議会）	身近な地域に、人が集い、語り合い、支え合える多様な居場所を増やし、人とのつながりをつくり、孤立を防ぐ。
		54.7%	70.0%		開催地区数／自治会数	
10	スクエアステップ教室参加人数 《行政評価の指標より》	平成30 年度	令和7 年度	2-2 3-1 3-2	長寿推進課	高齢になっても住み慣れた地域で健やかに暮らせるよう、健康増進と人との交流を促進する。
		1,824人 (延べ人 数)	1,850人 (延べ人 数)		拠点における会場受入最大値	
11	認知症サポーターの養成人数(延べ人数の累計) 《行政評価の指標より》	令和元 年度	令和7 年度	3-1	長寿推進課	認知症に対する理解が深まり、認知症の人が安心して暮らせる社会となる。
		9,374人 (延べ人 数)	14,000 人 (延べ人 数)		毎年800人増加をめざす	
12	保健活動推進委員会の地区活動の参加人数 《総合計画の指標より》	平成30 年度	令和7 年度	3-1	健康医療課	保健活動の充実により、健康づくりに取り組む機会が増え、健康意識が高まる。
		4,447人 (実人数)	4,500人 (実人数)		参加者実績値	

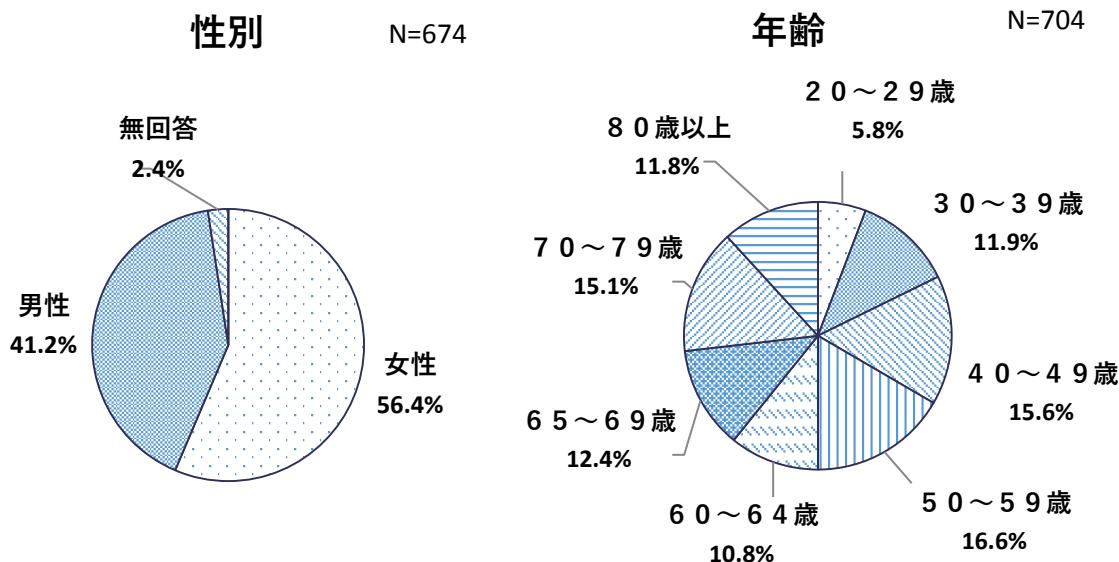
No.	項目 《目標根拠の出典》	現状	目標	ロード マップ	担当部署	ねらい
		年度	年度			
		実績	目標値		目標根拠	
13	健康づくり食生活推進協議会伝達講習会受講者数 《行政評価の指標より》	平成30年度 1,042人(実人数)	令和7年度 1,100人(実人数)	3-1	健康医療課 毎年10人増加をめざす	食育伝達講習会参加者の増加により、地域で健康な食生活をおくる家庭が増える。
14	社会参加、世代間協働で子育て支援事業に取り組む地区数 《地域創生総合戦略KPIより》	平成30年度 23地区	令和7年度 30地区	3-2 4-3	こども政策課 まちづくり事業計画の中で子育て事業を実施している地区数	地域の力を活かした子育て支援事業を展開し、地域全体で健やかで元気な子供を育成する。
15	シルバー人材センター登録者数 《行政評価の指標より》	令和元年度 716人(実人数)	令和7年度 750人(実人数)		長寿推進課 登録者実績値	高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進する。
16	公民館主催の講座受講数 《掛川市教育振興基本計画評価指標より》	令和元年度 1,326人(延べ人数)	令和7年度 1,400人(延べ人数)	3-2	教育政策課 講座参加者実績値	講座の参加者を増やすことで、地域に多様な交流が生まれ、生涯学習の機会が増える。
17	福祉教育実践校の割合	令和2年度 100.0%	令和7年度 100.0%	4-1	社会福祉協議会(学校教育課) 実践校／小中高等学校	福祉教育を推進し、病や障がい、老いへの理解を深め、多様な生き方、暮らし方を認め合える地域づくりを進める。
18	ボランティア講座・情報を通じた中学生ボランティア活動	令和元年度 36人(延べ人数)	令和7年度 100人(延べ人数)	4-2	教育政策課 毎年10人増加をめざす	ボランティアの経験者を増やすことで、将来的な地域福祉の担い手を育成する。

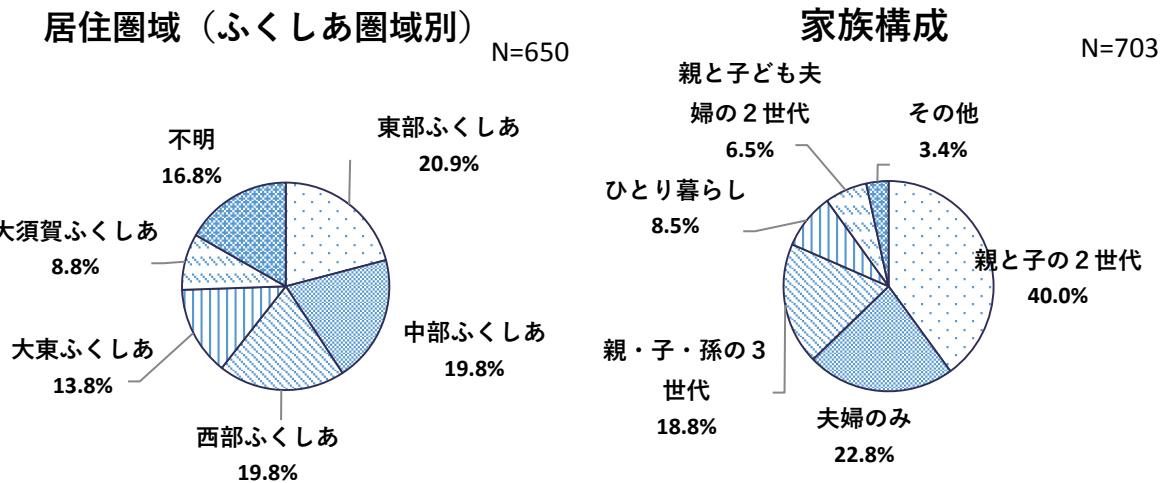
住民意識調査等の結果の概要

1 住民意識調査結果概要

- (1) 調査対象 掛川市に住民登録をしている満20歳以上（令和元年10月3日現在）の2,000人
- (2) 抽出方法 年代を、20代、30代、40代、50代、60代、70代、80代、90代以上の8階層に区分し、人口比率により無作為に抽出
- (3) 調査方法 郵送により発送し、郵送とインターネットにより回答
- (4) 調査期間 令和元年10月18日～令和元年11月15日
- (5) 回収結果 731件
- (6) 有効回答数 郵送による回答 645件
インターネットによる回答 85件
合計 730件 (回収率 36.5%)
- (7) 留意点
 - 回答比率はすべて百分率で表し、小数点第1位を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
 - 基礎となる母数をNとして割合を求めたものを比率としています。
 - 一部のグラフは無回答を省略しています。

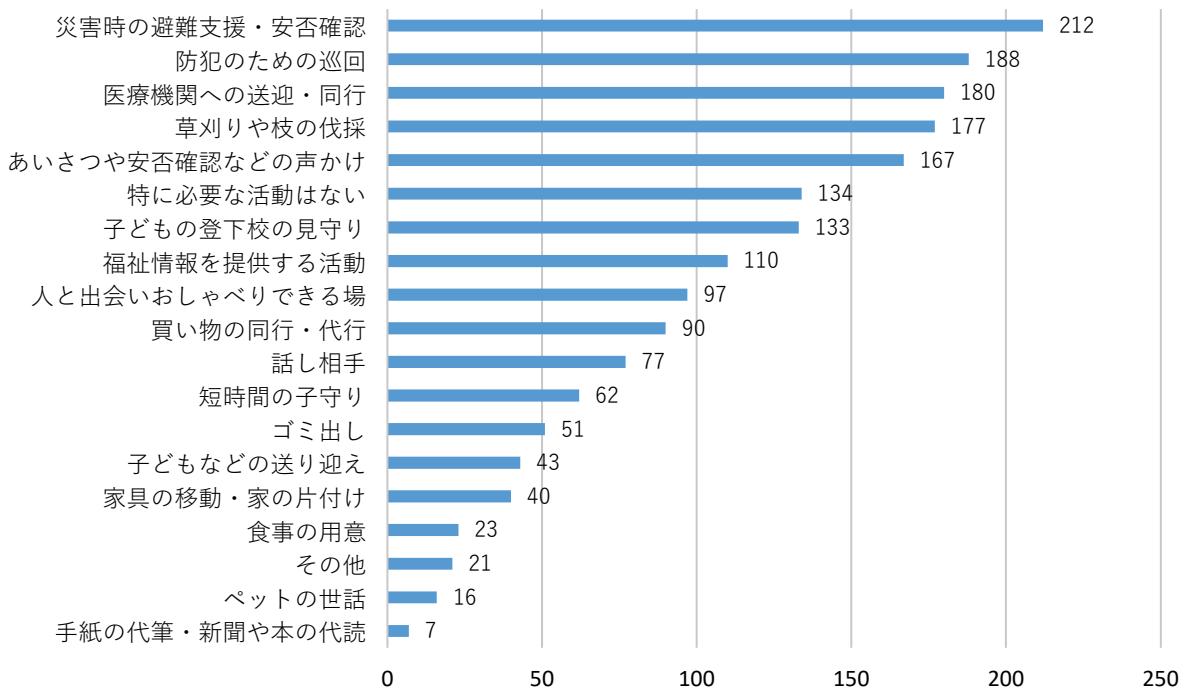
◆回答者の属性





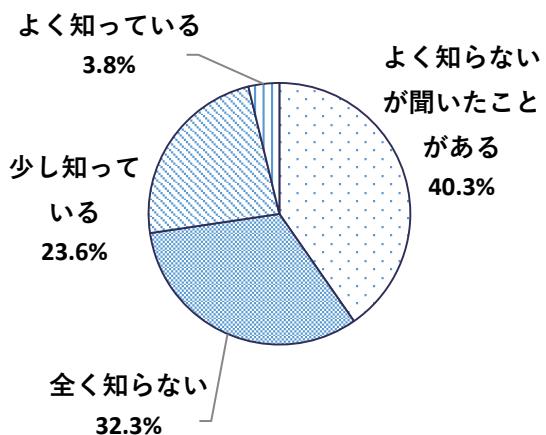
あつたらよいと思う住民の支え合い活動

複数回答



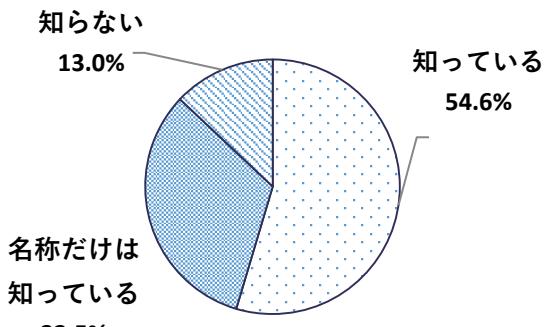
成年後見制度の認知度

N=709



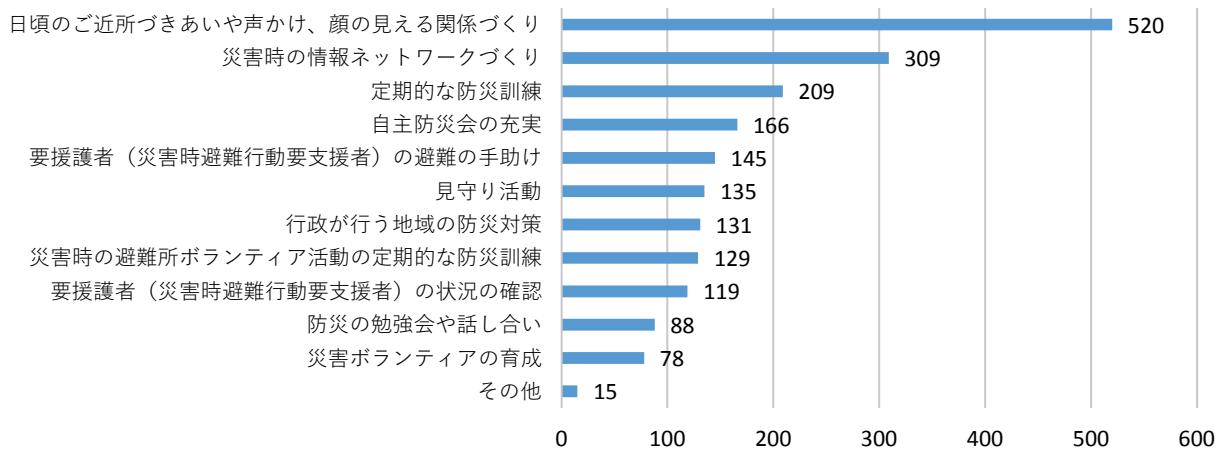
民生委員児童委員の認知度

N=718



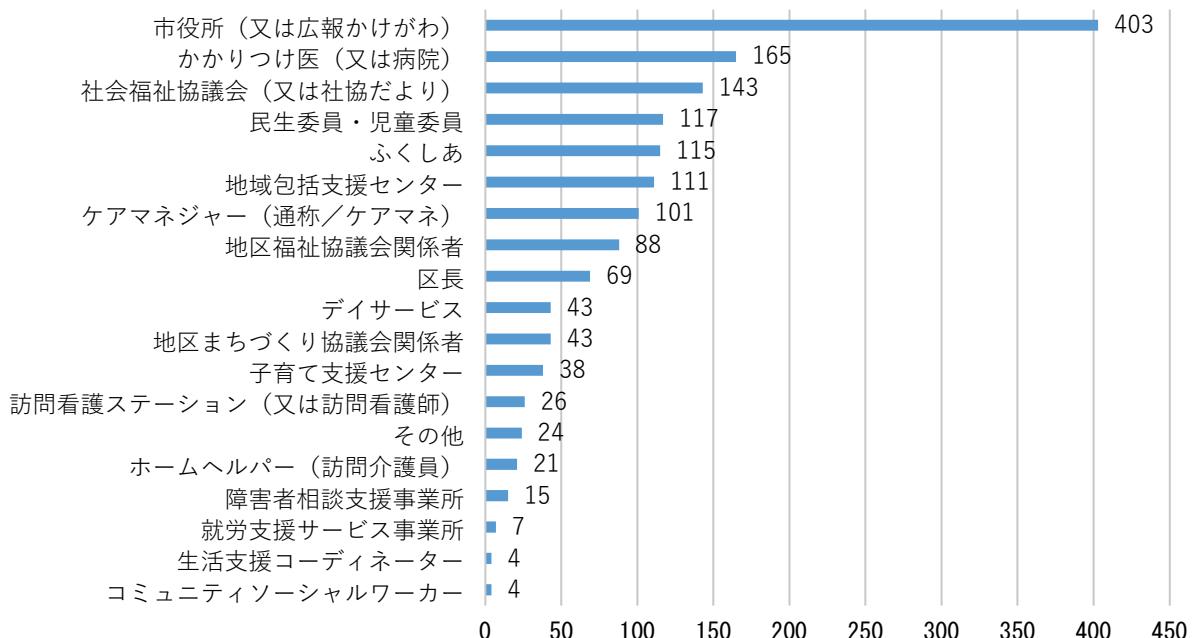
災害に対して必要な地域の助け合い活動

複数回答



福祉について相談する機関

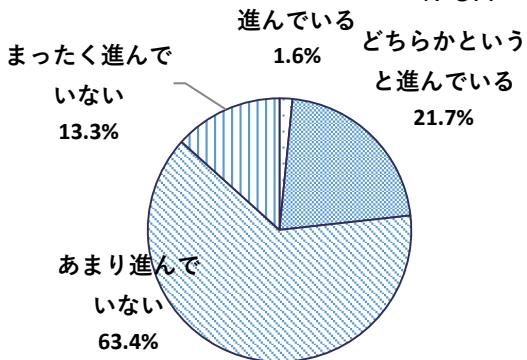
複数回答



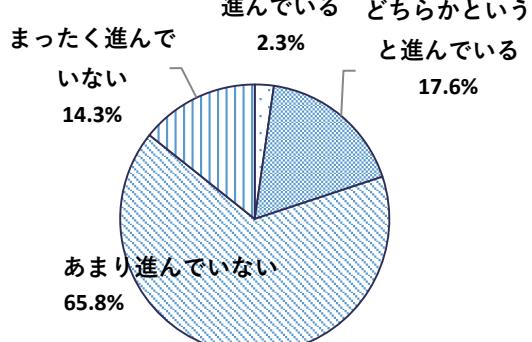
◆最近5年間の掛川市の福祉のまちづくりの進捗（第三次計画の評価）

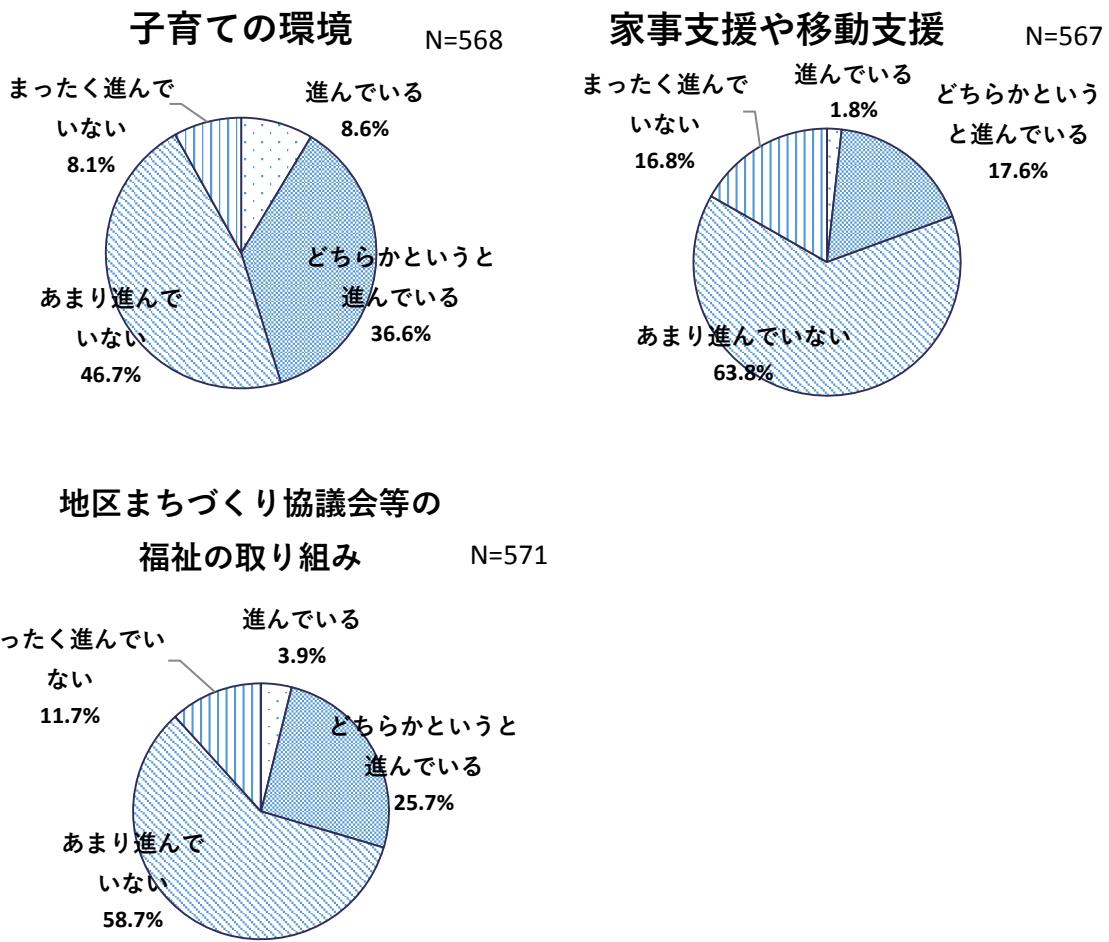
災害時要援護者への支援

N=577



認知症の人への支え合い活動 N=567





2 当事者・ボランティア団体アンケート調査結果概要

- (1) 調査対象 74団体
(シニアクラブ連合会、身体障害者福祉協会、家族会、ボランティア連絡協議会、子ども会連合会、子育てサロン・サークル等)
- (2) 調査方法 郵送と手渡しにより配布・回収
- (3) 調査期間 令和2年2月25日～令和2年4月20日
- (4) 回収結果 36件 (回収率 48.6%)
- (5) 有効回答数 36件

【回答抜粋】

○日頃、地域で生活していく中で感じている課題や困っていること

- ・活動団体や地域の役員の人材不足
- ・暮らしを支える、居場所、車の運転や家事の支援など
- ・子どもが遊んだり、散歩できる場所の不足
- ・ボランティアの新規加入者の不足

○地域福祉を推進するための連携

- ・市・社協・関係機関等との連携
- ・助成金や備品の支給などの支援

3 関係機関・専門職アンケート調査結果概要

(1) 調査対象 159機関

(地域包括支援センター、訪問看護ステーション、障害者相談支援事業所、掛川市介護支援専門員連絡協議会等)

(2) 調査方法 郵送、メール、手渡しにより配布・回収

(3) 調査期間 令和2年3月10日～令和2年3月31日

(4) 回収結果 57件 (回収率 35.8%)

(5) 有効回答数 57件

【回答抜粋】

○相談や支援業務における解決の難しい、あるいは気になる地域課題

- ・各支援機関との課題や支援方法、役割分担の共有が難しい
- ・公共交通機関がなく、車を運転しないと外出が困難
- ・高齢世帯、一人暮らしが増え、地域とのつながりが薄くなっている

○多職種連携や専門職人材の育成のために必要な取り組み

- ・多職種が定期的に顔を合わせられる意見交換会等
- ・事例検討を行うことで人材育成の場として活用する

4 地区福祉懇談会の結果概要

(1) 出席者 241人

(地区まちづくり協議会、理事区長会、民生委員児童委員、地区福祉協議会、市議会議員、「ふくしあ」関連団体など)

(2) 調査方法 「ふくしあ」ごとに市内5箇所で開催

(3) 調査期間 令和元年12月5日～令和元年12月19日

(4) 懇談会の様子

地区福祉懇談会では、参加者へカードを配布して地域の課題を記入してもらい、その中から数個の課題を選出し、グループごとにテーマとする課題を決めて、地域の現状や課題解決に向け、どんな取り組みがあつたらいいかなど目標思考に立ってグループワークを行い、ワークの内容を報告して地域の現状や課題、先進的な取り組みなどを参加者全員で共有し、課題解決に向けて地域でできることを意見交換した。



南部大東ふくしあ

令和元年12月16日



西部ふくしあ

令和元年12月5日

計画策定の軌跡

策定作業実績

推進等委員会

回数	開催日	主な内容
1	令和2年 2月 6日（木）	計画検証
2	令和2年 5月29日（金）	委嘱、計画説明、経過報告、ニーズ調査の報告・分析・意見交換、今後のスケジュール
3	令和2年 9月 4日（金）	委員の委嘱、住民意識調査等報告書について、計画骨子・ロードマップについて、今後のスケジュール
4	令和2年10月 8日（木）	最終計画案
5	令和3年 2月26日（金）	最終報告

作業部会

回数	開催日	主な内容
1	令和2年 1月23日（木）	第三次計画の検証（府内作業部会）
2	令和2年 4月27日（月）	計画の概要説明 今後の作業予定
3	令和2年 5月19日（火）	ロードマップ作成アドバイザー講話 ロードマップ検討グループワーク
4	令和2年 6月 2日（火）	計画策定の為の作業部会グループワーク
5	令和2年 6月 3日（水）	計画策定の為の作業部会グループワーク
6	令和2年 7月 7日（火）	ロードマップと骨子案検討
7	令和2年 7月31日（金）	修正点や意見の反映結果について検討
8	令和2年 8月17日（月）	修正点や意見の反映結果について検討

社協ワーキング

回数	開催日	主な内容
1	令和2年 4月30日（木）	第3次計画の検証、ロードマップ作成方法、作業分担について
2	令和2年 5月11日（月）	ロードマップ検討・製作作業、今後の予定
3	令和2年 5月28日（木）	ロードマップ検討
4	令和2年 6月22日（月）	ロードマップ検討
5	令和2年 7月 3日（金）	ロードマップ検討
6	令和2年 7月20日（月）	ロードマップ検討
7	令和2年 7月22日（水）	計画の内容検討、今後の予定
8	令和2年 7月27日（月）	修正点や意見の反映結果について検討
9	令和2年 8月 5日（水）	ロードマップ掲載事項について検討
10	令和2年 8月19日（水）	計画冊子・原稿案検討
11	令和2年 9月17日（木）	ロードマップの内容確認

○ 事務局会議

- ・増田樹郎教授をアドバイザーとし、福祉課・社会福祉協議会の2機関で構成。
- ・17回開催

回数	開催日	主な内容
1	平成31年4月23日（火）	ニーズ把握活動報告、第四次計画策定留意点、アドバイザーフロードマップ調整、今後のスケジュール
2	令和元年 6月 4日（火）	次期計画のねらいとイメージ報告
3	令和元年 7月 9日（火）	骨子案について、今後のスケジュール
4	令和元年 8月27日（火）	住民意識調査用紙について、今後の作業・スケジュール
5	令和元年10月10日（木）	住民意識調査について、地区福祉懇談会について
6	令和元年12月19日（木）	住民意識調査について、地区福祉懇談会について
7	令和2年 2月18日（火）	計画骨子について、専門職の意見反映（聞き取り）について、当事者・ボランティア団体の意見反映（聞き取り）について、策定委員会について
8	令和2年 3月27日（金）	専門職、当事者・ボランティア団体アンケート調査の進捗状況について、計画策定スケジュールについて、計画骨子について
9	令和2年 4月17日（金）	地域福祉計画等ロードマップ、作業部会について、計画策定スケジュールについて
10	令和2年 6月19日（金）	作業部会の報告、骨子・ロードマップ反映内容の検討、今後のスケジュール
11	令和2年 7月13日（月）	作業部会・社協ワーキングの報告、骨子・ロードマップ修正、今後のスケジュール
12	令和2年 7月28日（火）	作業部会・社協ワーキングの報告、骨子・ロードマップ修正、今後のスケジュール
13	令和2年 8月24日（月）	ロードマップ修正、住民意識調査等報告書、計画案（計画冊子原稿）、推進等委員会への提出資料の確認、今後のスケジュール
14	令和2年 9月25日（金）	計画案（計画冊子原稿）、推進等委員会への提出資料の確認、今後のスケジュール
15	令和2年10月15日（木）	計画案（計画冊子原稿）、今後のスケジュール
16	令和2年11月12日（木）	目標数値、今後のスケジュール
17	令和3年 2月 1日（月）	パブリックコメントの結果、計画修正、推進等委員会の開催、計画検証アンケート

掛川市地域福祉計画推進等委員会規程

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定に当たり市民の意見を反映させるとともに、福祉計画を総合的かつ計画的に推進するため、掛川市地域福祉計画推進等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 福祉計画に関する事項を調査審議すること
- (3) 社会福祉法人の社会福祉充実計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地区まちづくり協議会連合会の役員
- (2) 民生委員児童委員協議会の委員
- (3) 地区福祉協議会連絡会の委員
- (4) 市議会が選出する議員
- (5) 社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者
- (6) 保健、医療又は福祉関係団体を代表する者
- (7) ボランティア団体を代表する者
- (8) 障がい者団体を代表する者
- (9) 老人クラブの理事
- (10) 掛川市社会福祉協議会の会長
- (11) 市の職員
- (12) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(福祉アドバイザー)

第6条 委員会に福祉アドバイザーを置くことができる。

- 2 福祉アドバイザーは、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(作業部会)

第7条 第2条に規定する事項について調査、検討等をさせるため、必要と認めるときは委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

社会福祉法人掛川市社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進等委員会規程

(設置)

第1条 社会福祉法人掛川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定に当たり市民の意見を反映させるとともに、活動計画を総合的かつ計画的に推進するため、掛川市地域福祉活動計画推進等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 活動計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 活動計画に関する事項を調査審議すること。
- (3) 市内社会福祉法人の社会福祉充実計画に対し、地域協議会として意見提言すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地区まちづくり協議会連合会の役員
- (2) 民生委員児童委員協議会の委員
- (3) 地区福祉協議会連絡会の委員
- (4) 市議会が選出する議員
- (5) 社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者
- (6) 保健、医療又は福祉関係団体を代表する者
- (7) ボランティア団体を代表する者
- (8) 障がい者団体を代表する者
- (9) 老人クラブの理事
- (10) 市の職員

(11) その他社協会長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
(福祉アドバイザー)

第6条 委員会に福祉アドバイザーを置くことができる。

- 2 福祉アドバイザーは、学識経験のある者のうちから社協会長が委嘱する。
(作業部会)

第7条 第2条に規定する事項について調査、検討等をさせるため、必要と認めるときは委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社協本所において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

推進等委員名簿等

○ 福祉アドバイザー

静岡福祉大学 健康福祉学科長 教授	増 田 樹 郎
-------------------	---------

○ 掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進等委員名簿

		関係機関（団体）名・役職	氏名
1	会長	前掛川市地区まちづくり協議会連合会会长	中 村 隆 哉
2	副会長	掛川市地区福祉協議会連絡会会长	服 部 政 美
3	委員	掛川市地区まちづくり協議会連合会副会长	溝 口 武 司
4	委員	掛川市民生委員児童委員協議会事務局長	大 石 操
5	委員	掛川市主任児童委員代表	小 倉 智 子
6	委員	掛川市地区福祉協議会連絡会	八 木 昌 子
7	委員	掛川市議会文教厚生委員長	窪 野 愛 子
8	委員	社会福祉法人天竜厚生会宮脇の家所長	黒 田 美由紀
9	委員	訪問看護ステーション掛川所長	赤 堀 奈緒子
10	委員	掛川市在宅介護者の会副会長	藤 田 とき枝
11	委員	掛川市ボランティア連絡協議会副会长	成 瀬 恭 子
12	委員	掛川市身体障害者福祉協会会长	水 島 武 雄
13	委員	掛川市手をつなぐ育成会会长	高 木 敏 男
14	委員	掛川・小笠地区精神保健福祉会ひまわり会副会長	榊 原 吉 野
15	委員	掛川市シニアクラブ連合会副会长兼女性部長	佐 藤 美千代
16	委員	掛川市社会福祉協議会会长	水 野 幸 雄
17	委員	健康福祉部長	松 浦 大 輔
18	委員	こども希望課長	高 柳 由 美
19	委員	生涯学習協働推進課長	道 田 佳 浩

掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画作業部会委員名簿

	所属・職名	氏名
1	企画政策課 経営戦略係	戸塚 芳之
2	危機管理課 危機政策係	水野 正幸
3	生涯学習協働推進課 地域交通係	石山 和史
4	生涯学習協働推進課 協働推進係	片山 能志晴
5	教育政策課 学童保育係	水谷 忠史
6	教育政策課 社会教育室 社会教育係	大石 博之
7	長寿推進課 高齢者政策係	松永 都
8	長寿推進課 予防支援係	水谷 真名美
9	健康医療課 成人保健係	原田 知子
10	健康医療課 母子保健係	中山 亜里
11	地域包括ケア推進課 ふくしあ調整担当専門官	平川 歩
12	地域包括ケア推進課 西部ふくしあ	平尾 泉美
13	こども希望課 こども育成支援係	石山 基和
14	こども希望課 こども家庭係	平野 都美
15	こども政策課 こども政策係	榛葉 博光
16	福祉課 社会福祉係	柴田 敦司
17	福祉課 障がい者福祉係	荒木 良和

事務局名簿

	所属・職名	氏名
1	健康福祉部参与兼健康医療課長	大竹 紗代子
2	地域包括ケア推進課長	平井 幸子
3	長寿推進課長	山田 光宏
4	福祉課長	原田 陽一
5	福祉課主幹	人見 嘉之
6	福祉課福祉政策係	本庄 弘江
7	掛川市社会福祉協議会 事務局長	寺田 雅志
8	掛川市社会福祉協議会 事務局次長	松井 洋治
9	掛川市社会福祉協議会 地域福祉係長	松浦 春伸
10	掛川市社会福祉協議会 地域福祉係	堀場 美和子
11	掛川市社会福祉協議会 地域福祉係	川又 千明

あとがき

「共生（共に生きる）」の原義は、英語表現ならば、“symbiosis”と“conviviality”となります。前者は多様な動植物が「共（sym）+生（biosis）」することですが、後者は「共に生きるを喜び合う con-（=with 共に）+ vive（=to live 活ける）」という意味が込められています。現下は今世紀最大のパンデミック（感染症等が世界的に大流行する状態）の渦中にあります。生死（仏教的には「しょうじ」と読みます）が日常的に隣り合わせにあることを痛感するなかで、人々の「絆」こそが〈いのち〉の証しであり、〈よろこび〉であることを示唆しています。

他方、地域 Community ということばは、ラテン語の「Communitas」つまり「互いに（co）分かちあう（munus）」に由来します。もっとも旧き言語（の一つ）で古人がこの表現に込めたのは、人々が共に分かち合い、支え合って暮らす地域の豊かさであったとも言えましょう。

このたび第四次『スマイルプランかけがわ21』（地域福祉計画）及び「地域福祉活動計画」が上梓されました。およそ2年にわたり、多くの真摯な議論を重ねて生まれた大切な冊子です。これまでにない特長の一つは、近未来に実現していくべき目標として「SDGs 未来都市」を掲げていることです。国のビジョンでは「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者」たる自治体のあり方が謳われています。何やら仰々しいことばが並んでいますが、これを「地域福祉」の視点で照らし合わせてみると、共生の場としての地域において、福祉（「福=なみなみとしためぐみ」「祉=いのちあるしあわせ」）を住民や地域が「手と手をつないで」創りあげていく継続的ないとなみ、と言い換えることができるでしょう。

市民意識調査、諸団体ヒアリング、住民懇談会など、計画策定にかかる関係者の作業は、とりわけ後半はコロナ禍を避けつつ、幾度となく繰り返されてきました。およそ行政等の計画は堅苦しい専門語が並ぶ傾向のあるなかで、馴染みのある日常語で語りかけていくよう心がけています。住民や地域の目線を意識した「地域福祉」の計画ならではの試みと言えましょう。

ところで、地域福祉計画等は、「アクションプラン」つまり行動計画としての性格をもっています。いわゆる事業計画や運営計画であることに留まらず、目的を遂げるための戦略、方針、個別・具体的な活動内容を不可欠としているのです。最近では「PDCA」とも言います。Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことで、進捗状況を「見える化」し、計画の実効性を確かなものにしていくという考え方です。

上梓された計画では、初めて「ロードマップ方式」が採用されました。「5年間」の計画であればなおさら、計画どおりに事業・活動を推進できたのかどうかを、PDCAの過程上で検証していく必要があるからです。計画とは、作った時点が「出発点（入口）」であり、「到達点（出口）」でもあるのです。もとより、この検証作業には、住民や地域の理解と参画を欠かすことはできません。そもそも地域福祉の近未来図は、地域というキャンバスに住民が主体的に筆を執ってこそ豊かに描くことができるものだからです。

第四次を重ねたということは、第一次からすれば終期ではおよそ20年を経過することになります。二十歳となった本市の地域福祉計画等が名実ともに全国の実践モデルとなっていることに大きく期待が膨らみます。

〔静岡福祉大学 増田 樹郎〕



誰もがすこやかに、安心で幸せな暮らしをともにつくるまち

スマイルプランかけがわ21

第四次 掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和3年度～令和7年度

発行 令和3年3月

静岡県掛川市健康福祉部福祉課

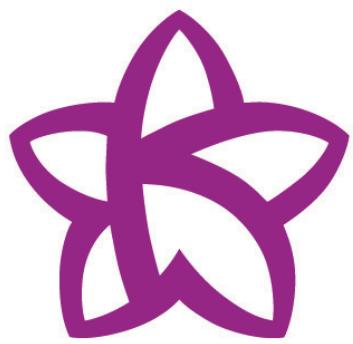
〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

TEL 0537-21-1215

社会福祉法人 掛川市社会福祉協議会

〒436-0079 静岡県掛川市掛川910番地の1

TEL 0537-22-1294



スマイルプランかけがわ21
(第四次 掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画)